

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理システム

(1) ごみの分別・収集運搬

家庭から発生したごみ（以下「収集ごみ」という。）の分別種類は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物（ビン・缶・ペットボトル）、プラスチック資源物、古紙類、布資源物、有害ごみ、埋立ごみ、リユース本、使用済み小型家電の11種類に分けられます。収集及び処理できないごみは、専門の処理業者又は販売店等による引き取りを原則としています。

◆図表 3-1 収集ごみの分類等

| 区分 | 品目 | 指定袋等 | 排出場所 |
|-----------|--|------------|--------------------|
| 燃やせるごみ | リサイクルできない紙（領収書や写真などプライバシーに関するもの・紙コップ・紙おむつ・内側が銀色の紙パックなど）、台所ごみ、ゴムや革製のもの、木くず類、スポンジ、保冷剤、草花、ぬいぐるみ、花火など、注射針除く在宅医療の点滴用品などは指定袋に「在宅医療」と明記 | 指定袋 ①②⑪ | ステーション |
| 燃やせないごみ | かばん類・ベルト等複合製品、履物類、ハンガー、ばけつ・おもちゃ・文具類などのプラスチック製品、CD、食器などの陶器類、食べ物以外のびん、包丁などの刃物、ガラス製の食器や製品（割れたもの含む） | 指定袋 ③⑩ | ステーション |
| 粗大ごみ | 家具、ストーブ・こたつなどの電化製品（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・消火器・パソコン除く）、指定袋に入らない大きなもの、寝具類やじゅうたん、自転車、金属製のトタン、タイヤチェーン | なし | ステーション |
| 古紙類 | 新聞紙、雑誌（本類）、段ボール、内側が白色の紙パック、冊子、新聞広告、コピー紙、ボール紙・紙箱などの雑紙類 | 紙ひも | ステーション |
| 資源物 | ビン | 指定袋 ④⑧⑨ | ステーション |
| | 缶 | | |
| | ペットボトル | | |
| プラスチック資源物 | 食品・洗剤・日用雑貨などの商品が入ったプラスチック・ビニール製の入れ物（容器）、包み（包装）、発泡スチロールなどのプラスチック製の保護材（汚れがひどいものは拭き取り又は軽くすすぐ） | 指定袋 ⑥ | ステーション |
| 布資源物 | 衣類、帽子、カーテン、シーツなど布製品衣類（下着類などのプライバシーにかかわるものは燃やせるごみ） | 指定袋 ④⑧⑨ | ステーション |
| 有害ごみ | 各種スプレー缶、乾電池、蛍光灯、電子体温計、ライター | 指定袋 ⑤⑦ | ステーション |
| 埋立ごみ | ビデオ・カセットテープ、砂・土砂、粘土、使い捨てカイロ、インクリボン等 | | |
| リユース本 | 文庫本、図鑑、絵本、シリーズもののコミック（痛みがひどいもの汚れているものは古紙類） | 指定袋 ④⑧⑨ | 拠点回収場所 |
| 使用済み小型家電 | デジタルカメラ、携帯電話、USBメモリなどの小型の家電製品 | なし | 拠点回収場所 設置の回収BOX |

資料：三次市資料

※指定袋の番号は、後出図表 3-2 を参照

(2) ごみの収集運搬体制

収集ごみの収集運搬体制は、全域委託です。収集頻度は、燃やせるごみが週2回、燃やせないごみ、資源物、布資源物、粗大ごみ、埋立ごみ、有害ごみが月1~2回、プラスチック資源物と古紙類が週1回としています。また、リユース本及び使用済み小型家電は、拠点回収場所への持込みとしています。

排出のための容器は有料の指定袋制を導入しており、燃やせるごみ、燃やせないごみ等の環境負荷が高いごみ種類については、分別徹底やごみ減量を目的として価格を高く設定しています。なお、事業系ごみは、有害ごみを除いて一律の料金としています。

◆図表 3-2 排出容器の種類、料金等

| | 有料化・指定袋化の内容 | | | | 収集袋の色・材質等 |
|-----|-----------------------------------|-------|---|---------------|---------------------------|
| | 有料化・指定袋化のごみの区分 | 有料化方法 | 指定袋・券の容量、価格等 (有料袋は1枚あたり消費税込) | 現行の手数料等の開始年月日 | |
| 家庭系 | 燃やせるごみ | 有料袋 | ①22円/30L、②10円/10L、 ⑪16円/20L | H26.4.1 | 乳白色：HDPE (再生PE40%以上配合) |
| | 燃やせないごみ | 有料袋 | ③20円/30L、⑩10円/10L | H24.4.1 | 透明：LDPE (再生PE10%以上配合) |
| | 資源物 | 有料袋 | ④16円/45L、⑧15円/30L、 ⑨10円/15L | H24.4.1 | 透明：HDPE (再生PE40%以上配合) |
| | 布資源物 | | | H22.4.1 | |
| | リユース本 | | | H16.4.1 | |
| | プラスチック資源物 | 有料袋 | ⑥15円/45L | H22.4.1 | 透明：HDPE (再生PE40%以上配合) |
| | 埋立ごみ | 有料袋 | ⑤20円/30L、⑦10円/10L | H20.10.1 | 透明：LDPE |
| | 有害ごみ | 有料袋 | ⑤20円/30L、⑦10円/10L | H20.10.1 | (再生PE10%以上配合) |
| | 古紙類 | 指定袋 | 市場販売による (紙ひも推奨品260円) | H18.4.1 | |
| 事業系 | 燃やせるごみ、資源物、 プラスチック資源物、 粗大ごみ | 従量 | 80円/10kg | H10.4.1 | 透明または市指定袋 |
| | 有害ごみ | その他 | 蛍光管：15円/本(全長70cm) 30円/本(全長120cm) (上限搬入量1回30本) 乾電池：130円/kg (上限搬入量1回30kg) | | |

資料：三次市資料

(3) ごみ処理の流れ

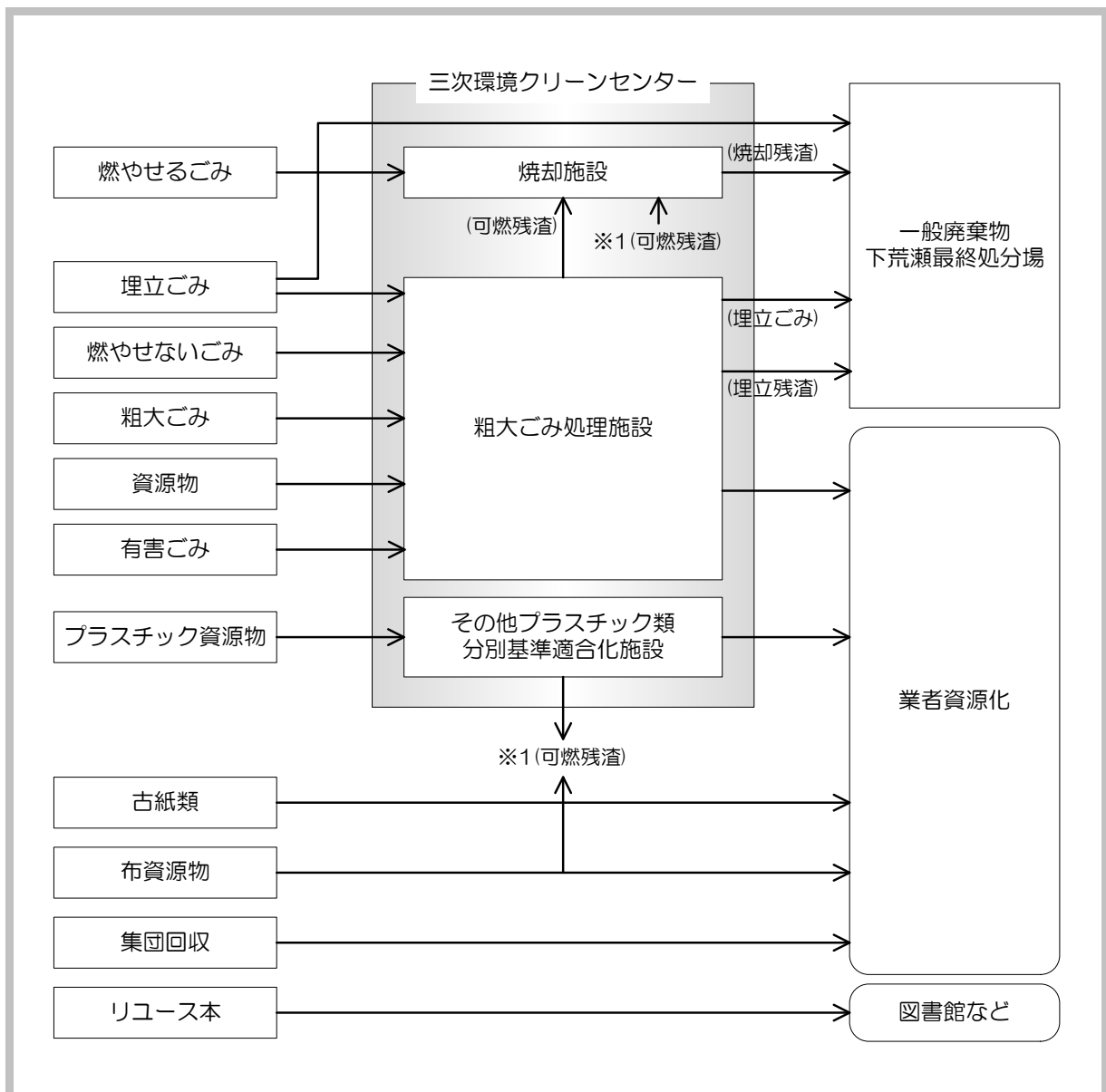
燃やせるごみは、三次環境クリーンセンターの焼却施設にて焼却し、焼却残渣は一般廃棄物下荒瀬最終処分場で埋立処分しています。

燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物、埋立ごみは、粗大ごみ処理施設にて選別・破碎等の中間処理を行い、処理後の可燃残渣は焼却施設にて焼却、減容化された埋立残渣は最終処分場に埋立処分、資源となるものは資源化しています。また、有害ごみについては、粗大ごみ処理施設に搬入・保管し、再生委託しています。

プラスチック資源物については、三次環境クリーンセンターのその他プラスチック類分別基準適合化施設で選別・圧縮梱包し、資源化しています。選別処理後の可燃残渣は、焼却施設にて焼却しています。

古紙類・布資源物は、施設での直接処理を行わず、業者に再生を委託しています。

◆図表 3-3 ごみ処理フロー



(4) ごみ処理施設の概要

本市域から排出されるごみの処理・処分施設の位置は図表 3-4、施設概要は図表 3-5～3-8 のとおりです。なお、ごみ焼却施設は公称処理能力 90t/日の施設です。

◆図表 3-4 ごみ処理・処分施設の位置



◆図表 3-5 ごみ焼却施設の概要

| | |
|---------|--|
| 項目\施設名 | 三次環境クリーンセンター |
| 施設の種類 | ごみ焼却施設 |
| 設置主体 | 三次市 |
| 処理対象区域 | 三次市全域 |
| 処理する廃棄物 | 家庭系ごみ、事業系ごみ（可燃系） |
| 処理能力 | 90t/日（45t/24h×2基） |
| 処理方式等 | 受入供給設備 : ピット&クレーン方式 燃焼設備 : ストーカ式焼却炉 燃焼ガス冷却設備 : 水噴射ガス冷却 排ガス処理設備 : バグフィルタ+有害ガス除去装置 余熱利用設備 : 場内温水利用 灰処理設備 : 飛灰固化設備 |
| 所在地 | 三次市廻神町 1820-12 |
| 竣工年等 | 平成 8 年 7 月竣工 平成 27 年 3 月基幹的設備改良工事竣工 |

◆図表 3-6 粗大ごみ処理施設の概要

| | |
|---------|---|
| 項目\施設名 | 三次環境クリーンセンター |
| 施設の種類 | 粗大ごみ処理施設 |
| 設置主体 | 三次市 |
| 処理対象区域 | 三次市全域 |
| 処理する廃棄物 | 家庭系ごみ、事業系ごみ（有料：資源物及び可燃性粗大） |
| 処理能力 | 22t/5h |
| 処理方式等 | 受入供給設備 : 受入ホッパ方式 破碎・圧縮設備 : 回転破碎機、切断機 選別設備 : 破袋機、磁選機、アルミ選別機、 不燃物・可燃物選別装置、 プラスチック風力選別装置 再生設備 : 金属圧縮機、プラスチック類減容化装置 貯留・搬出設備 : 貯留バンカ方式 集じん設備 : サイクロン+バグフィルタ |
| 所在地 | 三次市廻神町 1820-12 |
| 竣工年等 | 平成 8 年 8 月竣工 |

◆図表 3-7 その他プラスチック類分別基準適合化施設の概要

| | |
|---------|----------------------------------|
| 項目\施設名 | 三次環境クリーンセンター |
| 施設の種類 | その他プラスチック類分別基準適合化施設 |
| 設置主体 | 三次市 |
| 処理対象区域 | 三次市全域 |
| 処理する廃棄物 | 家庭系ごみ（容器包装プラスチック系） |
| 処理能力 | 7t/5h |
| 処理方式等 | 受入供給設備 : 受入ホッパ方式 再生設備 : 圧縮梱包機 |
| 所在地 | 三次市廻神町 1820-12 |
| 竣工年等 | 平成 11 年 5 月竣工 |

◆図表 3-8 最終処分場の概要

| | |
|---------|--|
| 項目\施設名 | 一般廃棄物下荒瀬最終処分場 |
| 施設の種類 | 一般廃棄物最終処分場 |
| 設置主体 | 三次市 |
| 処理対象区域 | 三次市全域 |
| 埋立対象物 | 焼却残渣、選別・破碎処理後の埋立残渣、家庭系埋立ごみ |
| 埋立容量 | 154,000m ³ |
| 埋立面積 | 18,000m ² |
| 埋立工法 | セル方式 |
| 浸出水処理施設 | 日平均 30m ³ /日 |
| 浸出水処理方式 | カルシウム除去設備＋生物処理設備（接触ばっ気）＋凝集沈殿設備＋高度処理設備（砂ろ過；活性炭）＋消毒・放流設備 |
| 所在地 | 三次市粟屋町 3505 |
| 竣工年等 | 平成 5 年 3 月竣工 |

2. ごみ排出量

(1) 年間排出量

過去10年間における本市域から排出されるごみの年間量の推移は、図表3-9及び図表3-10のとおりです。収集ごみと直接搬入ごみを加えた合計年間量は、年々減少傾向にあり、平成28年度は、16,904tでした。

◆図表 3-9 ごみ排出量の推移

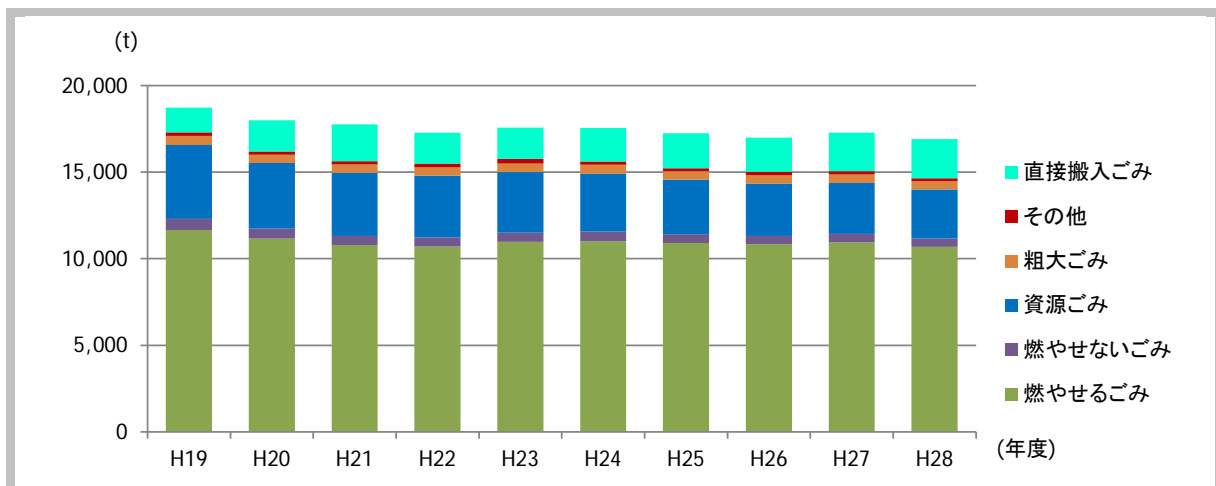
(単位：t/年)

| | | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口（外国人除く） | | 59,548 | 58,828 | 58,139 | 57,712 | 57,173 |
| 計画区域内人口 | | 59,548 | 58,828 | 58,139 | 57,712 | 57,173 |
| 収集ごみ | 燃やせるごみ | 11,649 | 11,155 | 10,783 | 10,705 | 10,967 |
| | 燃やせないごみ | 649 | 585 | 540 | 529 | 543 |
| | 資源ごみ | 4,261 | 3,786 | 3,622 | 3,555 | 3,485 |
| | 粗大ごみ | 536 | 475 | 502 | 491 | 495 |
| | その他ごみ | 198 | 189 | 191 | 218 | 281 |
| | 上記計 | 17,293 | 16,190 | 15,638 | 15,498 | 15,771 |
| 直接搬入ごみ | | 1,436 | 1,807 | 2,120 | 1,784 | 1,802 |
| 合計 | | 18,729 | 17,997 | 17,758 | 17,282 | 17,573 |
| 集団回収量 | | 54 | 43 | 122 | 28 | 187 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口 | | 56,846 | 56,194 | 55,446 | 54,712 | 54,172 |
| 計画区域内人口 | | 56,846 | 56,194 | 55,446 | 54,712 | 54,172 |
| 収集ごみ | 燃やせるごみ | 11,015 | 10,899 | 10,840 | 10,941 | 10,693 |
| | 燃やせないごみ | 553 | 512 | 481 | 495 | 468 |
| | 資源ごみ | 3,332 | 3,155 | 3,020 | 2,945 | 2,838 |
| | 粗大ごみ | 527 | 479 | 473 | 478 | 472 |
| | その他ごみ | 179 | 170 | 211 | 194 | 165 |
| | 上記計 | 15,606 | 15,215 | 15,024 | 15,053 | 14,637 |
| 直接搬入ごみ | | 1,941 | 2,029 | 1,965 | 2,224 | 2,267 |
| 合計 | | 17,547 | 17,244 | 16,989 | 17,277 | 16,904 |
| 集団回収量 | | 216 | 155 | 40 | 39 | 19 |

資料：三次市資料

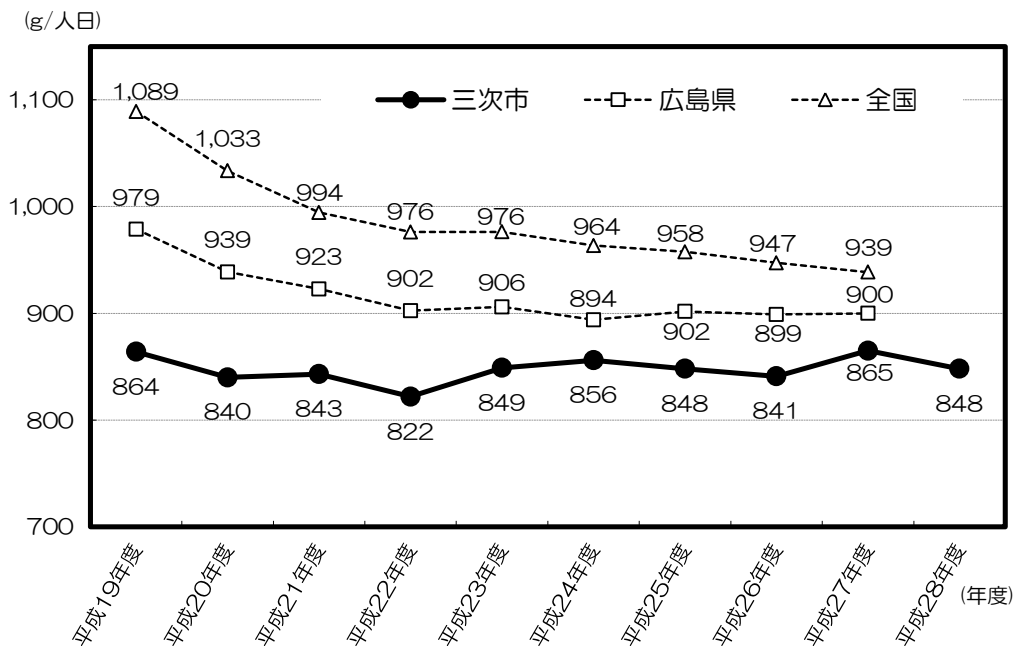
◆図表 3-10 ごみ排出量の推移



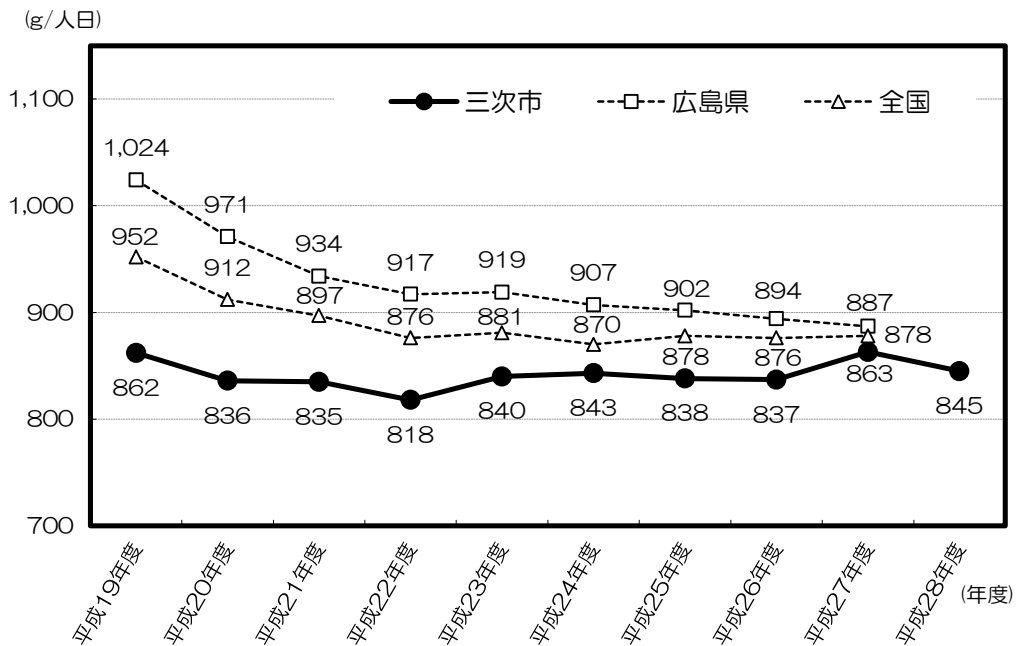
(2) 市民一人一日平均排出量

ごみ排出量合計を市民一人一日平均排出量で見ると、平成 28 年度は 845g/人日、集団回収を含めると 848g/人日であり、全国平均及び広島県平均と比べて低いレベルにあります。

◆図表 3-11 市民一人一日平均排出量の推移



注) 1人1日平均排出量(g/人日) = (収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 年間日数
【収集 + 直接搬入 + 集団回収】



注) 1人1日平均排出量(g/人日) = (収集量 + 直接搬入量) ÷ 総人口 ÷ 年間日数
【収集 + 直接搬入】

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

3. 中間処理量・最終処分量

(1) ごみ焼却量

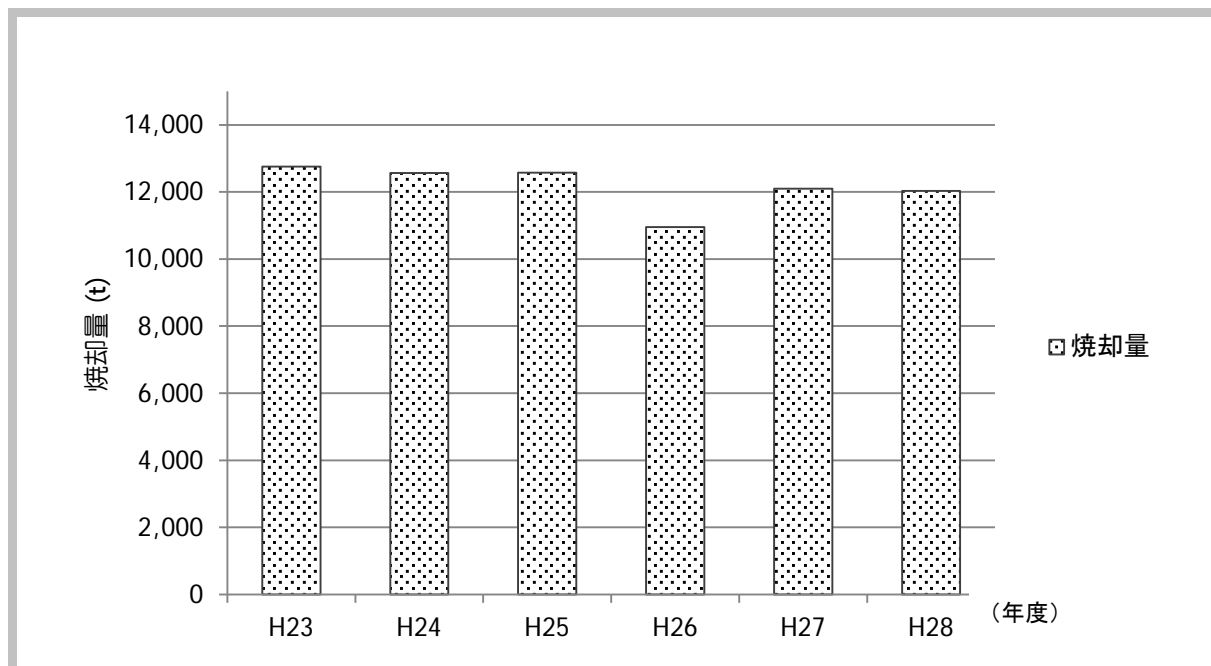
本市域から排出される燃やせるごみは、三次環境クリーンセンターの焼却施設で焼却処理を行っています。焼却量は、ごみ排出量と同様に減少傾向にあります。平成 28 年度の焼却量は 12,029 t /年であり、稼働日あたりでは 86t/日となり、公称処理能力 90 t /日の 95.6% となっています。

◆図表 3-12 ごみ焼却量の推移

| | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 焼却量 (t) | | 12,756 | 12,563 | 12,573 | 10,952 | 12,098 | 12,029 |
| 焼却炉稼働時間 (時間) | 1号炉 | 3,687 | 3,403 | 3,009 | 3,629 | 3,068 | 3,002 |
| | 2号炉 | 3,724 | 3,466 | 3,886 | 2,233 | 3,225 | 3,299 |
| 時間当り処理量 (kg) | 1号炉 | 1,653 | 1,735 | 1,800 | 1,871 | 1,924 | 1,876 |
| | 2号炉 | 1,800 | 1,975 | 1,887 | 1,868 | 1,765 | 1,944 |

資料：本市資料

◆図表 3-13 ごみ焼却量の推移



資料：本市資料

(2) 資源化量

本市域から排出される資源ごみ及び粗大ごみは、分別収集と中間処理により資源化・減容化しています。

三次環境クリーンセンターに搬入されたごみ及び資源物等のうち、選別され搬出した資源化量は、年間およそ3,500 tです。

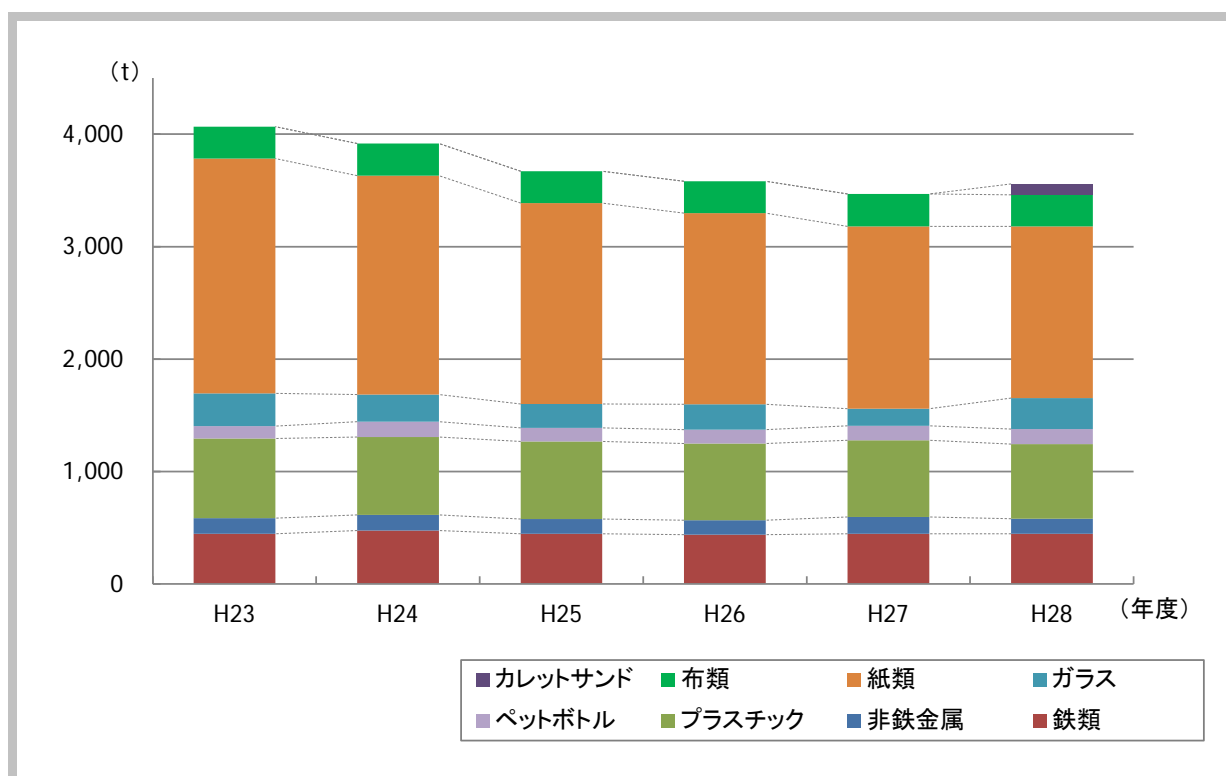
◆図表 3-14 資源化搬出量の推移

(単位：t/年)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鉄類 | 447 | 475 | 447 | 438 | 448 | 446 |
| 非鉄金属 | 138 | 141 | 131 | 129 | 149 | 134 |
| プラスチック | 708 | 692 | 690 | 682 | 682 | 663 |
| ペットボトル | 112 | 135 | 121 | 125 | 128 | 135 |
| ガラス | 290 | 242 | 213 | 225 | 153 | 275 |
| 紙類 | 2,087 | 1,945 | 1,785 | 1,699 | 1,621 | 1,527 |
| 布類 | 285 | 288 | 283 | 284 | 288 | 281 |
| 乾電池 | 21 | 0 | 13 | 22 | 12 | 12 |
| 蛍光灯 | 7 | 3 | 7 | 7 | 6 | 7 |
| カレットサンド | - | - | - | - | - | 96 |
| 合計 | 4,095 | 3,921 | 3,690 | 3,611 | 3,487 | 3,576 |

資料：本市資料

◆図表 3-15 資源化搬出量の推移



資料：本市資料

(3) 最終処分量

本市では、直接埋立処分する埋立ごみ、焼却施設から発生する焼却残渣及び粗大ごみ処理施設より発生する破碎残渣を、それぞれ最終処分しています。

直接埋立（埋立ごみ）処分量は、概ね横ばいの傾向です。焼却残渣は 1,500t～1,600 t 程度、破碎残渣は 400～500 t 程度であり、それぞれの合計で年間 2,200～2,400 t 程度の最終処分量となっています。

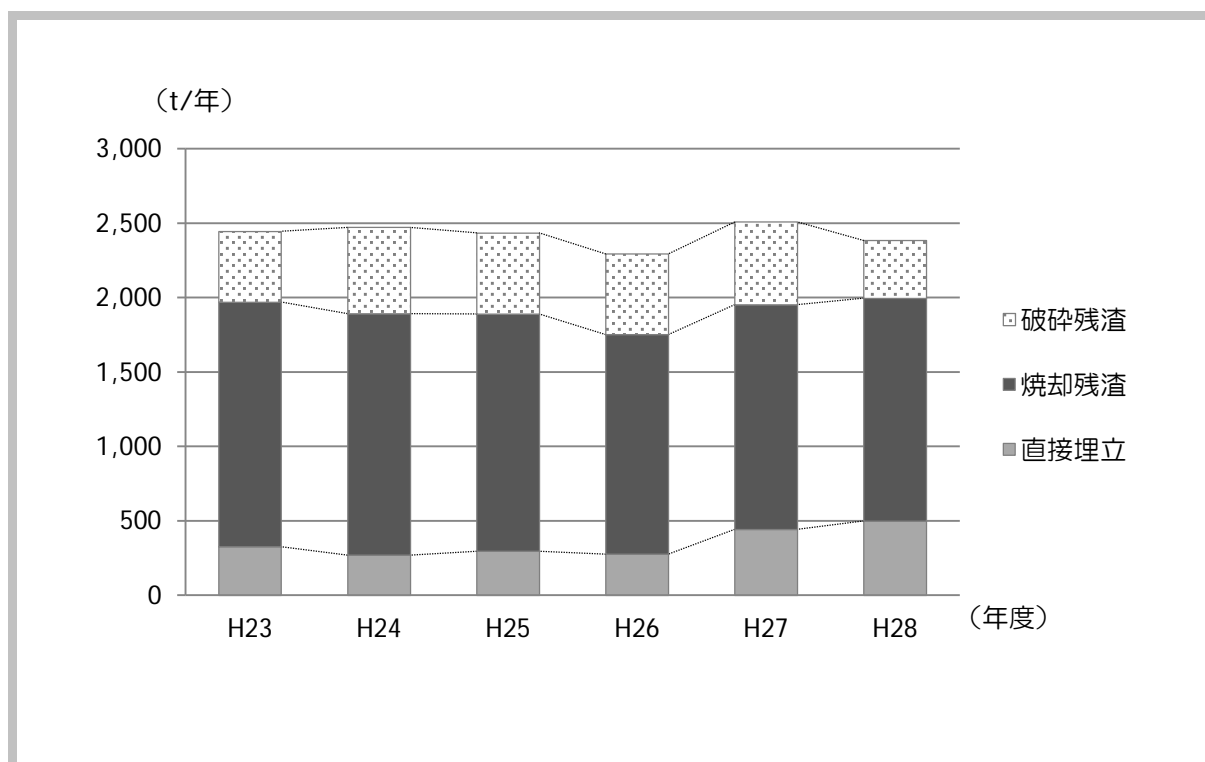
◆図表 3-16 最終処分量の推移

単位：t/年

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 直接埋立 | 327 | 271 | 296 | 277 | 444 | 499 |
| 焼却残渣 | 1,644 | 1,622 | 1,595 | 1,475 | 1,510 | 1,497 |
| 破碎残渣 | 476 | 580 | 544 | 542 | 556 | 388 |
| 合計 | 2,446 | 2,473 | 2,435 | 2,294 | 2,509 | 2,384 |

資料：本市資料

◆図表 3-17 最終処分量の推移



資料：本市資料

(4) 発生・排出抑制の取り組み

本市では、市民によるごみの発生・排出抑制を推進するため、以下の施策（補助制度）を展開しています。

○レジ袋の有料化

市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルについて、より環境にやさしいものへの転換を促すことを目的として、三次市買い物袋持参・ノー包装運動「ポイント交換制度」を実施しました（平成 23 年 9 月 30 日終了）。この取り組みに引き続いて「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」の一環として、平成 23 年 10 月 1 日より「レジ袋無料配布中止（有料化）」に取り組んでいます。具体的には、レジ袋の無料配布の中止の取り組みに参加する市内の 28 事業所・団体と協定を締結し、これら事業所・団体が取り組む無料配布中止の取り組みに呼応し、マイバッグ運動やレジ袋削減に向けた広報等に努めています。

○生ごみ処理機購入費補助

燃やせるごみ量を削減するために、生ごみ処理機の購入に対して費用の 2 分の 1（上限 20,000 円）を補助してきましたが、家庭でのごみ分別の徹底、生ごみ処理機器の普及について一定の成果が得られたものと考え、平成 27 年度をもって本補助制度を廃止としました。

◆図表 3-18 生ごみ処理機購入補助の実績

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 堆肥化容器 (基) | 3 | 7 | 31 | 47 | 28 | 31 | 26 | 8 | 7 | 18 |
| 電気式生ごみ 処理機 (基) | 103 | 85 | 76 | 60 | 40 | 25 | 29 | 21 | 23 | 19 |

資料：本市資料

○家庭系ごみ集積所整備補助

概ね 10 戸以上が共同利用する家庭系一般廃棄物の集積所を整備する場合に、費用の 2 分の 1（上限 100,000 円）を補助しています。

◆図表 3-19 家庭系ごみ集積所整備の実績

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ごみ集積所 (件) | 21 | 14 | 29 | 20 | 18 | 18 | 14 | 14 | 13 | 19 |

資料：本市資料

○不法投棄ごみ回収事業補助

市民の環境美化意識の高揚並びに市内の生活環境の保全に資することを目的として、市民が団体で不法投棄廃棄物を回収する場合にその費用の一部を補助しています。平成 22 年廃棄物処理法改正による不法投棄に係る罰則強化、並びに街角 E C O ステーション事業の不法

投棄防止に係る地域パトロールにより、不法投棄回収量は年々減少傾向となっており、一定の抑止効果が現れてきているものと考えられます。

◆図表 3-20 不法投棄ごみ回収事業の実績

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 不法投棄による廃棄物回収（件） | 1 | 4 | 3 | 4 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 |

資料：本市資料

◆図表 3-21 不法投棄ごみ回収補助制度の内容

| 補助対象 | 補助基準 | 補助率 | 補助限度額 |
|--------------------------|---------------|------|-----------------------|
| 回収作業に参加された方 | 一人あたり 500 円 | 定額 | 10,000 円 (20 人を限度) |
| 回収作業に使用した貨物自動車 | 一台あたり 2,100 円 | 定額 | 4,200 円 (2 台を限度) |
| 回収作業のため、借りた機材の借上げ料 | 実費 | 100% | 50,000 円まで |
| 回収作業後に設置した不法投棄防止の柵等の工事費用 | 実費 | 100% | 50,000 円まで |

資料：本市資料

○集団回収団体補助（助成）の実施

市内の団体が古紙等資源ごみを回収した場合、市が 1kg 当たり 10 円を補助してきましたが、集団回収量は年々減少傾向であったため、平成 27 年度をもって本補助制度は廃止としました。

平成 28 年度からは、新たに三次市子ども会等資源ごみ回収に係る助成の制度を設けて、子供の社会参画やりサイクルに対する意識の醸成に努めています。また、平成 26 年度より三次市障害者福祉施設等資源ごみ回収に係る助成制度を創設し、現在運用しています。

◆図表 3-22 集団回収量の推移

(単位：t/年)

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 紙類 | 58 | 42 | 117 | 146 | 161 | 192 | 136 | 31 | 34 | 17 |
| 金属類 | 1 | 1 | 5 | 22 | 24 | 24 | 18 | 8 | 6 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 59 | 43 | 122 | 169 | 187 | 217 | 155 | 39 | 40 | 18 |

資料：本市資料

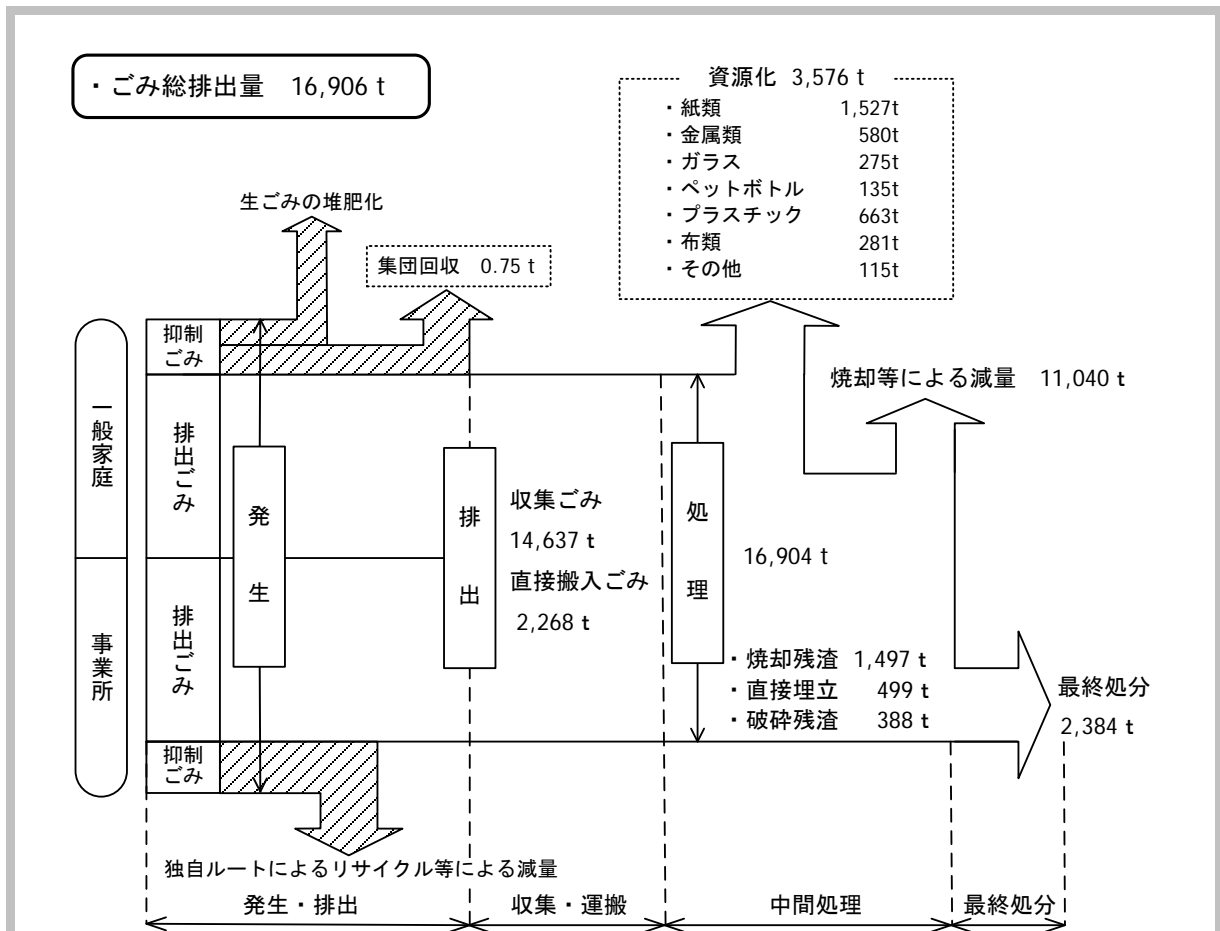
(5) リサイクルと最終処分

平成 28 年度における本市域から排出されるごみの減量、リサイクル、最終処分の流れは図表 3-23 のとおりです。

ごみのリサイクルは、本市による資源化及び市民による集団回収により行っており、再資源化量は年間 3,576 t、リサイクル率は 21.1%です。

一方、最終処分物は、燃やせるごみの焼却処理、粗大ごみ等の破碎選別処理による減量・減容化したもので、直接埋立物（埋立ごみ）も含めて年間 2,384 t です。また、ごみ排出量（収集ごみ+直接搬入ごみ）に占める割合（最終処分率）は、14.1%です。

◆図表 3-23 リサイクルと最終処分【平成 28 年度】



| | リサイクル率 【資源化量÷ごみ総排出量】 | 最終処分率 【最終処分量÷（収集ごみ+直接搬入ごみ）】 |
|----------|-------------------------|--------------------------------|
| 三次市（H28） | 21.1 % | 14.1 % |

※リサイクル率及び最終処分率は、以下に示す数値により算定しました。

資源化量（3,577t） = 資源化（3,576t） + 集団回収（0.75t）

最終処分量（2,384t） = 焼却残渣（1,497t） + 直接埋立（499t） + 破碎残渣（388t）

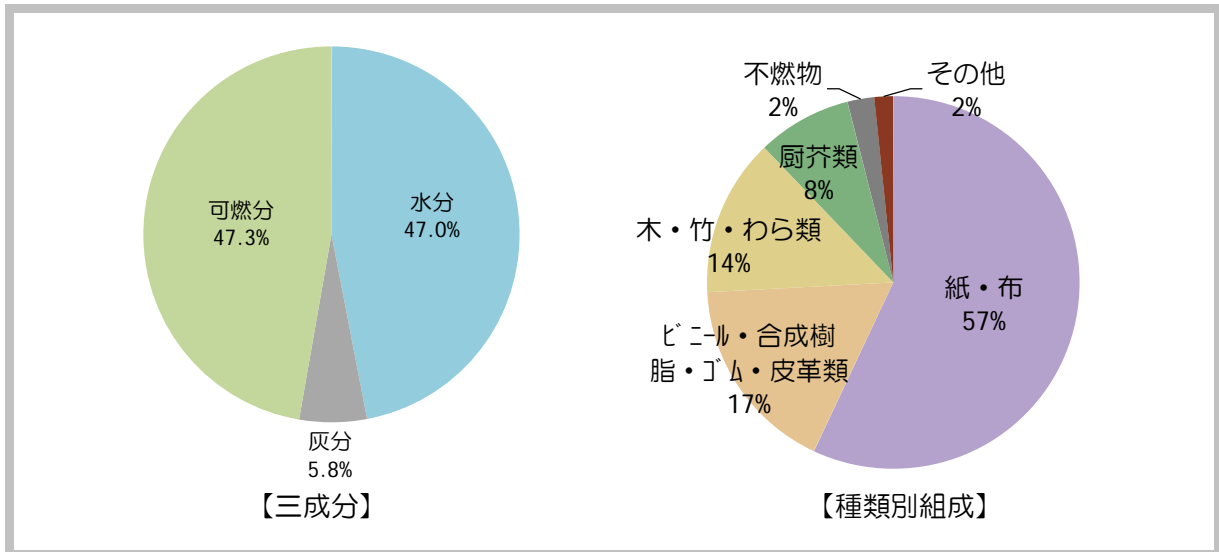
ごみ総排出量（16,906t） = 収集ごみ（14,637t） + 直接搬入ごみ（2,268t） + 集団回収（0.75t）

資料：本市資料

4. ごみの性状

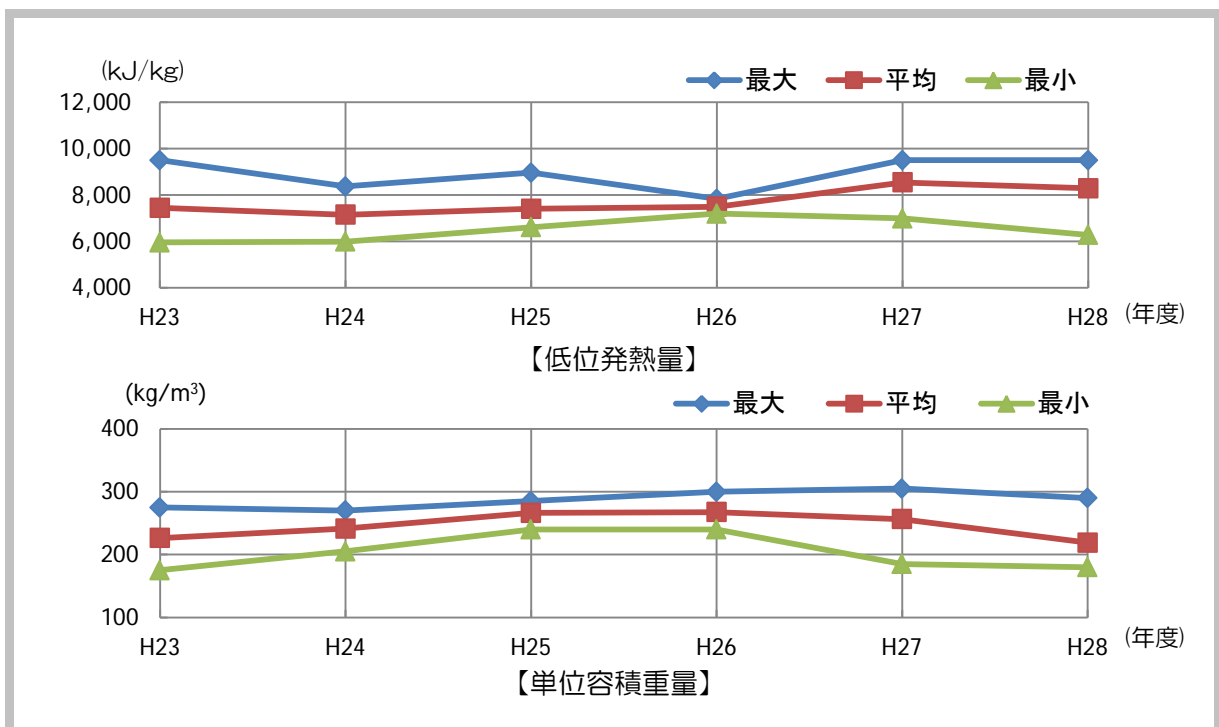
平成 23 年度から平成 28 年度までの燃やせるごみの性状は、図表 3-24 及び図表 3-25 のとおりです。三成分は、水分と可燃分が概ね 47%と同程度、灰分は 5.8%です。種類別組成は、紙・布類が 57%と半分以上を占め、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 17%、木・竹・わら類が 14%、ちゅう芥類が 8%となっています。低位発熱量は、平成 24 年度よりやや増加の傾向がうかがえます。単位体積重量は、概ね横ばいで推移しています。

◆図表 3-24 三成分、種類別組成割合（平成 23 年度～平成 28 年度の平均値）



資料：本市資料

◆図表 3-25 三成分、低位発熱量の経年変化



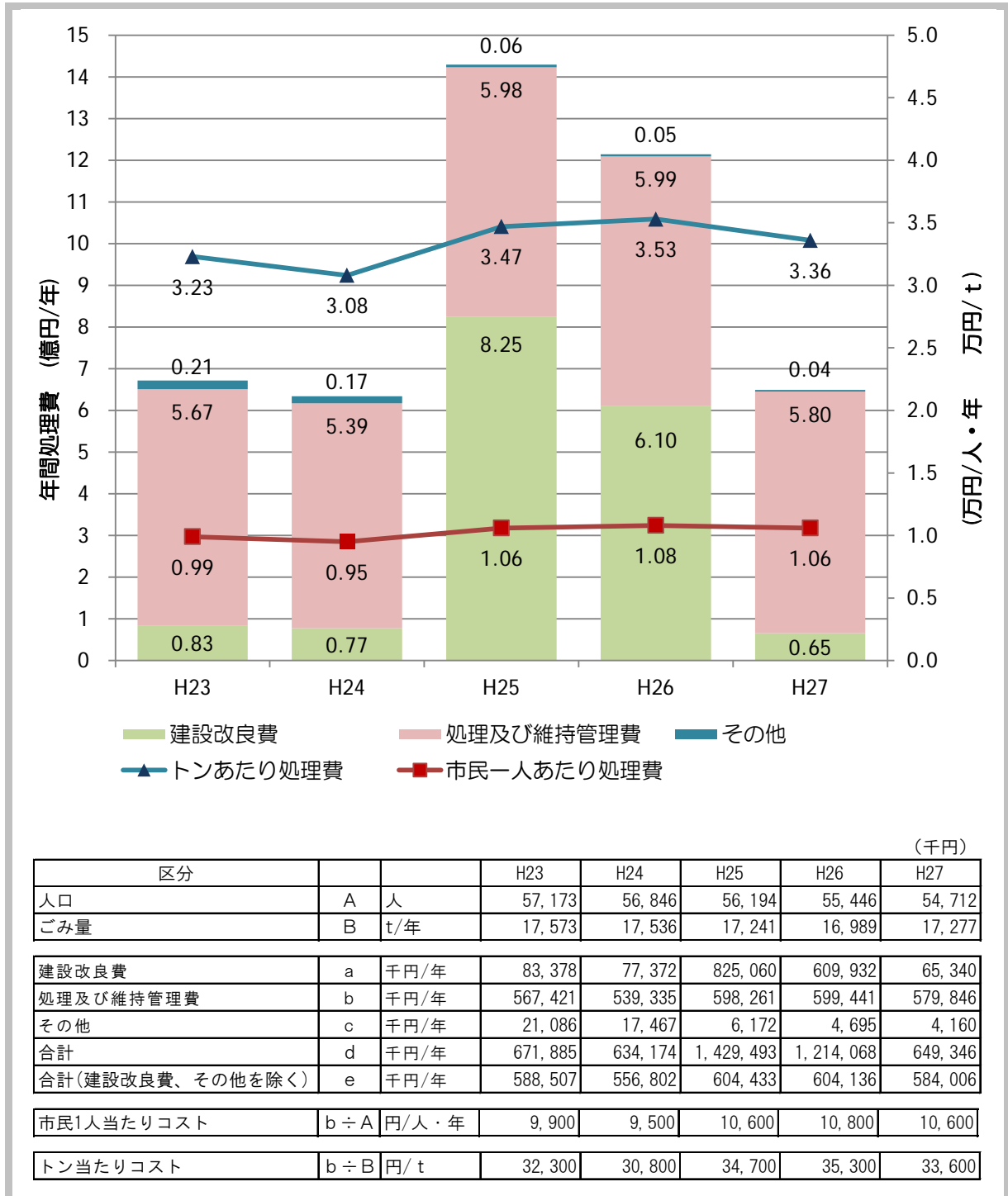
資料：本市資料

5. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、図表 3-26 のとおりです。

平成 25 年度及び平成 26 年度には、ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業分の建設改良費が計上されています。処理及び維持管理費は年間 6～7 億円となっており、ごみ 1tあたりで 3 万円～3 万 5 千円の範囲、市民 1 人あたり 1 万円前後で推移しています。

◆図表 3-26 ごみ処理経費の推移



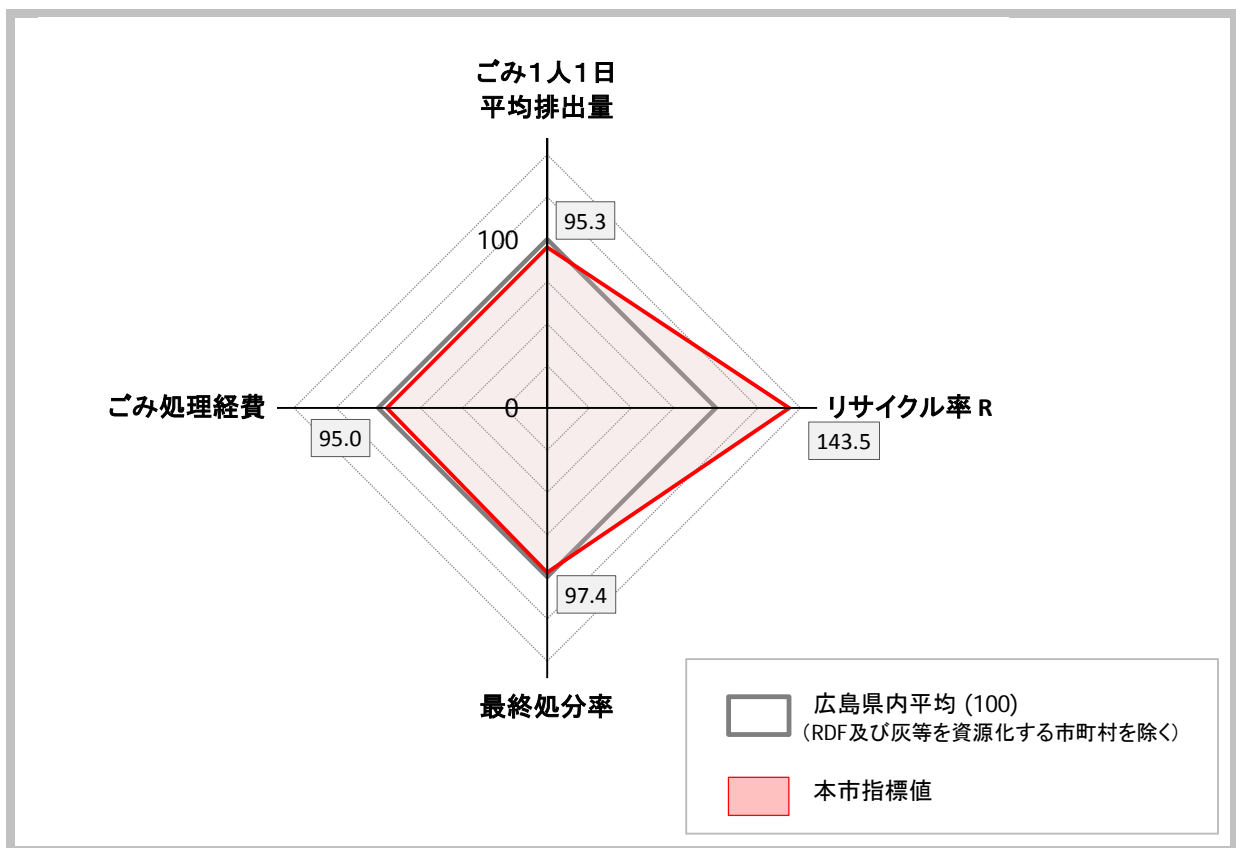
資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成 27 年度）

6. ごみ処理の状況

本市のごみ処理について、平成 27 年度実績を 4 つの指標（1 人 1 日当たりのごみ排出量、ごみのリサイクル率、ごみの最終処分率、1 人当たりのごみ処理経費）をもとに、広島県内市町平均（RDF 及び灰等を資源化委託する市町を除く）と比較しました。ごみ処理状況の評価結果は図表 3-27 のとおりです。それぞれの指標値は、県内他市町の平均を 100 と換算してレーダーチャート図として示しました。

本市では、ごみ 1 人 1 日あたり平均排出量、ごみ処理経費及び最終処分率について、県内他市町の平均を下回り、また、リサイクル率 R については、県内他市町の平均を上回っており、4 つの指標の全てにおいて、良好な状況にあると考えられます。

◆図表 3-27 ごみ処理の評価



7. 関係市町の動向

広島県内のごみ処理体制は、平成の市町村合併により、一部事務組合による処理から単独処理への移行又は一部事務組合が再編されました。本市では、旧1市4町3村の合併（平成16年4月1日）に伴う双三清掃施設組合の解散により、市単独による処理体制に移行しました。

◆図表 3-28 周辺自治体の処理体制

| 市町村 | ごみ処理体制 | |
|-------|-----------------|--------------|
| | 可燃ごみ | 不燃ごみ他 |
| 広島市 | 単独処理 | 単独処理 |
| 呉市 | 単独処理 | 単独処理 |
| 竹原市 | 広島中央環境衛生組合 | 広島中央環境衛生組合 |
| 三原市 | 単独処理（一部 甲世衛生組合） | 三原広域市町村圏事務組合 |
| 尾道市 | 単独処理（一部 甲世衛生組合） | 単独処理 |
| 福山市 | 単独処理 | 単独処理 |
| 府中市 | 単独処理 | 単独処理 |
| 三次市 | 単独処理 | 単独処理 |
| 庄原市 | 単独処理 | 単独処理 |
| 大竹市 | 単独処理 | 単独処理 |
| 東広島市 | 広島中央環境衛生組合 | 広島中央環境衛生組合 |
| 廿日市市 | 単独処理 | 単独処理 |
| 安芸高田市 | 芸北広域環境施設組合 | 芸北広域環境施設組合 |
| 江田島市 | 委託処理 | 単独処理 |
| 府中町 | 安芸地区衛生施設管理組合 | 単独処理 |
| 海田町 | 安芸地区衛生施設管理組合 | 単独処理 |
| 熊野町 | 安芸地区衛生施設管理組合 | 単独処理 |
| 坂町 | 安芸地区衛生施設管理組合 | 単独処理 |
| 安芸太田町 | 処理委託（広島市） | 単独処理 |
| 北広島町 | 芸北広域環境施設組合 | 芸北広域環境施設組合 |
| 大崎上島町 | 広島中央環境衛生組合 | 広島中央環境衛生組合 |
| 世羅町 | 甲世衛生組合 | 三原広域市町村圏事務組合 |
| 神石高原町 | 単独処理 | 単独処理 |

8. ごみ処理の課題

本市のごみの排出から最終処分に至るまでの課題は、以下のとおりです。

(1) ごみの排出に関する事項

ごみの排出抑制・分別徹底が必要

- ・市民一人一日平均排出量は、平成 27 年度の 865 g をピークとしてほぼ横ばいの傾向にあります。今後、より一層のごみ排出抑制（ごみ排出量自体の減量）の推進が必要です。
- ・燃やせるごみには、容器包装プラスチック類やリサイクル可能な古紙が含まれており、分別の徹底による燃やせるごみの減量と再資源化の促進が必要です。

(2) 収集・運搬に関する事項

行政サービスの維持が必要

- ・本市のごみ収集・運搬は、すべて委託により行っています。行政サービスとしての収集運搬体制を維持することが必要です。

(3) 中間処理に関する事項

安定的かつ適正処理が継続できる施設維持が必要

- ・三次環境クリーンセンターの焼却施設は、平成 24～26 年度の基幹的設備改良事業により、安定的かつ効率的な施設運用が可能となりました。今後の適正処理の継続のためには、適切な施設維持管理が必要です。

(4) 最終処分に関する事項

最終処分量の削減が必要

- ・現在の最終処分量は、資源化や焼却による減容により最小化を図っています。現有処分場の残余容量は 3 万 m^3 程度であり、当面埋立を継続できます。使い切りの施設である最終処分場を延命化するためには、最終処分量自体の削減が必要です。

最終処分場の適正管理が必要

- ・本市の最終処分場は、今後継続して使用します。そのため、埋立容量確保のための延命化工事や長期間の供用を行うための適切な維持管理が必要となります。
- ・本市の最終処分場浸出水処理施設については、平成 5 年の供用開始より約 25 年が経過していることから、処理設備の老朽化等により処理機能が低下することも想定されます。今後の施設維持管理は予防保全を前提とし、水処理機能を長期間にわたって維持できるものとするとともに、適正な放流水質を維持し続けなければなりません。

第2節 ごみ処理の目標

1. 基本理念

第2次三次市総合計画（計画期間：平成26年度～平成35年度）では、「市民のしあわせの実現」とその理念の具現化のための5つの目標が示され、これらをまちづくりの基本理念として位置づけています。これら5つの目標のうち、ごみ処理に関連するものは『自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり』が該当します。また、めざすまちの姿の実現に向けたまちづくりの5つの取組の柱が示され、これら5つの取組の柱のうち一般廃棄物処理・リサイクルに関するものは、『美しい風景を後代に伝える「環境づくり」』が該当し、具体的にとりくみとして、次のとおり示されています。

| まちづくりの取組の柱 (環境づくり) | 具体的な取組 |
|-------------------------|---|
| 循環型社会 ～地球にやさしいエコなまち～ | 資源循環の推進 □廃棄物のリサイクル活動の推進 □廃棄物の付加価値化 □粗大ゴミ等の処理の有料化 |

資料：第2次三次市総合計画

また、三次市環境基本計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）では、「三次のみんなが進めること」として、3つの方針・とりくみ（大切に使う、きちんと処理する、資源をいかす）が示され、本市、市民、事業者別にそれぞれの役割が示されています。

これらの上位計画より、本計画における基本理念は、次のとおりとします。

◆図表 3-29 本計画における基本理念

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

市民のライフスタイルや、事業者の事業活動において、『もったいない』の気持ちをもって、ごみをつくらない、ごみを出さない、やむを得ず出たごみはできるだけ再利用することを目指し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進しましょう。

(2) 一般廃棄物（ごみ）の適正処理の推進

三次市環境基本計画で示された、本市、市民、事業者のそれぞれの役割を踏まえつつ、お互いに理解し、信頼しあい、対等な立場で目的と情報を共有するとともに、美しい風景を後代に伝える「環境づくり」を目指したとりくみを進めていきましょう。

2. 基本方針

本計画における基本方針は、次のとおりとします。

◆図表 3-30 ごみ処理の基本方針

『自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり』 ～持続可能な循環型社会の形成～

I ごみ排出抑制の推進

- ◆市民・事業者のごみ排出抑制を進めるため、マイバッグの持参、食材の使い切りや事業で発生したごみ等の、日常におけるごみの減量化に関する啓発を進めます。
- ◆市が排出する廃棄物・資源物の分別と減量を進めます。

II リサイクルの推進

- ◆3R運動を推進するとともに、ごみの分別排出の徹底に関する啓発・指導を行います。
- ◆再利用可能な製品、環境負荷の少ない製品の利用の啓発のため、グリーン購入・調達等を推進します。

III ごみ処理の適正処理の推進

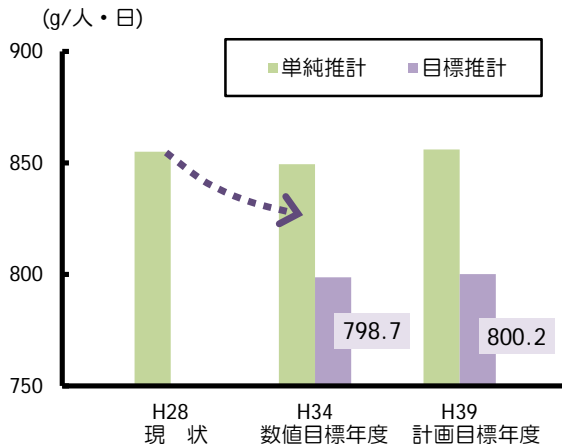
- ◆不法投棄・野焼き禁止の周知と違反者に対する指導を行います。
- ◆分別排出の徹底等ごみの適正処理について、周知・指導を行います。
- ◆一般廃棄物処理施設の計画的な維持管理・整備により、経済性とのバランスも考慮しながら、環境保全が図れる処理体制を維持します。

3. 数値目標

ごみ処理の基本方針で示した排出抑制やリサイクル、更に、ごみの適正処理を推進するための、具体的な数値目標は以下のとおりとします。

(1) 排出抑制目標

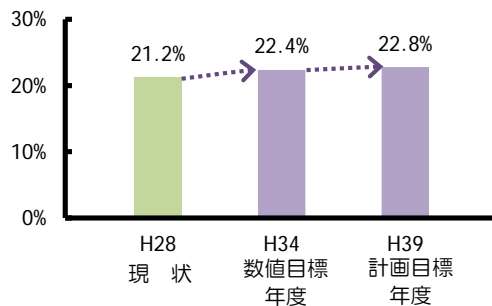
家庭系及び事業系あわせた総排出量について、平成 34 年度までに 800 グラム以下とします。



- 排出抑制目標は、主に排出量自体の削減を意識させるような施策により推進するものとし、数値目標を設定します。
- 具体的な取組は、主に家庭から排出される燃やせるごみについて、「水きり」「乾かす」等の取組を推進するとともに、食べ残し等の生ごみの削減に取り組むものとします。

(2) リサイクル目標

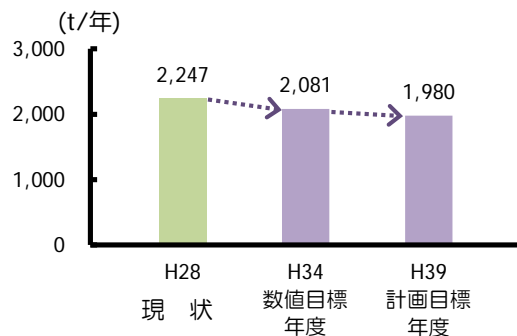
リサイクル率を、平成 34 年度において 22.4%以上とします。



- リサイクル目標は、燃やせるごみ中の資源物の分別徹底を図り、資源化量を増やすことで達成を目指すものとします。
- 資源物として位置づけられるごみのうち、特に紙類を対象として分別徹底等を図ります。

(3) 最終処分目標

最終処分量を、平成 34 年度において 2,081 トン以下とします。

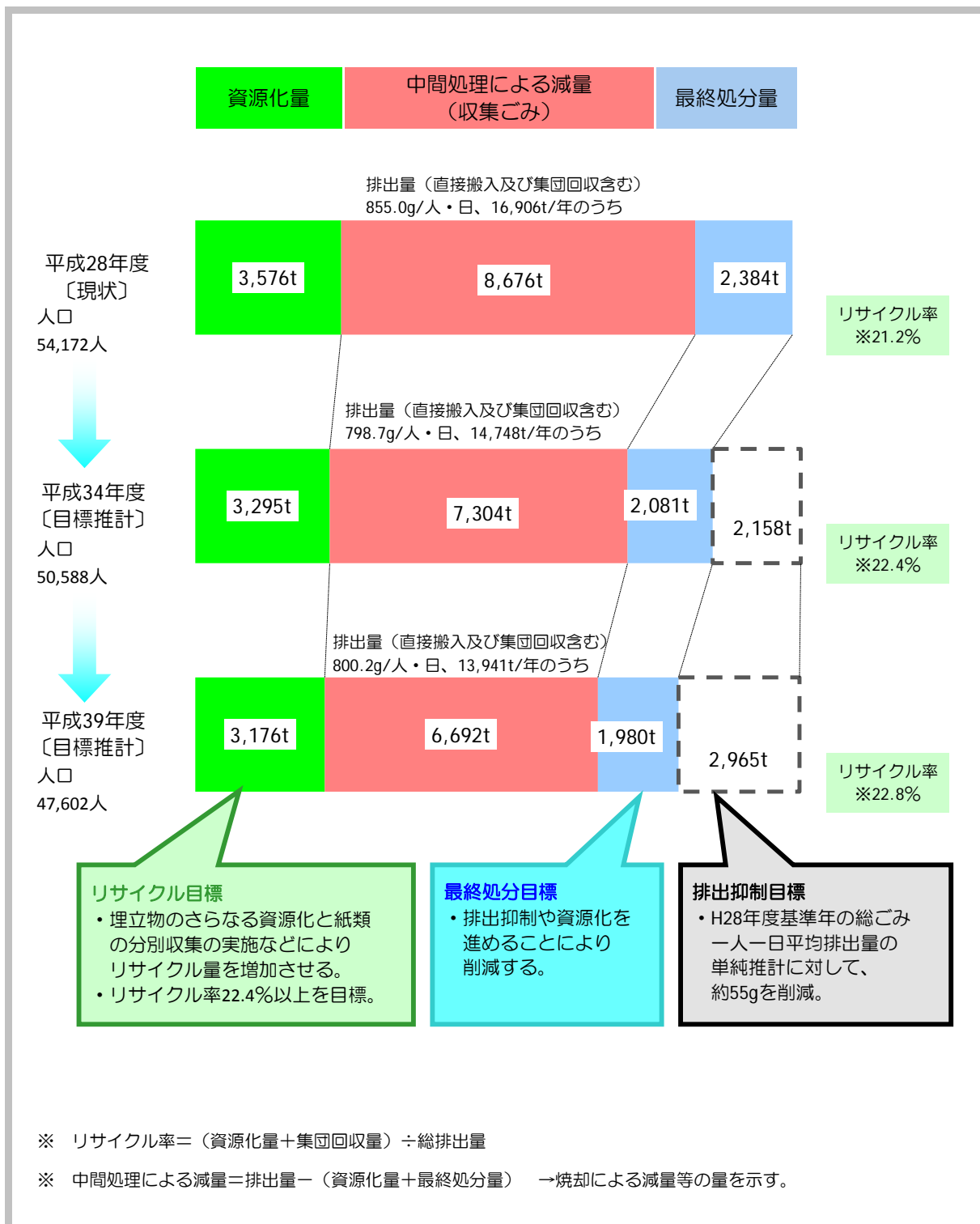


- 最終処分目標は、排出抑制や資源化を進めることにより、結果として最終的に処分せざるを得ないものの量自体の削減達成を目指すものとします。
- 燃やせるごみ量削減が図れば、埋め立てる焼却残渣は少なくなります。

(4) 目標達成後の排出量（総括）

排出抑制目標、リサイクル目標、最終処分目標を総括し、図表 3-31 に示しました。

◆図表 3-31 数値目標の総括



※国・広島県目標値との比較

本計画におけるごみ量等将来推計の結果と、国、広島県が示すごみ総排出量削減や再生利用率等の目標値との整合について、以下の図表 3-32 に整理しました。

本計画では、大きな処理システム変更を伴わないことから、原則、排出量抑制を主として数値目標及び計画目標を設定しました。総排出量削減に関する目標値については、国の目標値及び広島県の目標値をそれぞれ達成するものとなっています。また、再生利用率については、国の目標値には届きませんが、広島県の目標値を達成するものとなっています。更に、最終処分量については、広島県の目標値には届きませんが、国の削減目標を達成するものとなっています。

国の再生利用率に関する目標や広島県の最終処分量に関する目標については、社会情勢の変化があった場合など必要に応じて、三次クリーンセンターから排出される焼却灰の資源化や飛灰の山元還元等の資源化施策導入等を視野に入れた検討を行うものとしします。

今後の施策展開としては、より一層の焼却による減容化の徹底並びにごみ自体の排出抑制に努め、供用する一般廃棄物下荒瀬最終処分場の延命化を図るとともに、「市民一人当たりのごみ処理コストの最小化」を目指します（検討図表 3-33 参照）。

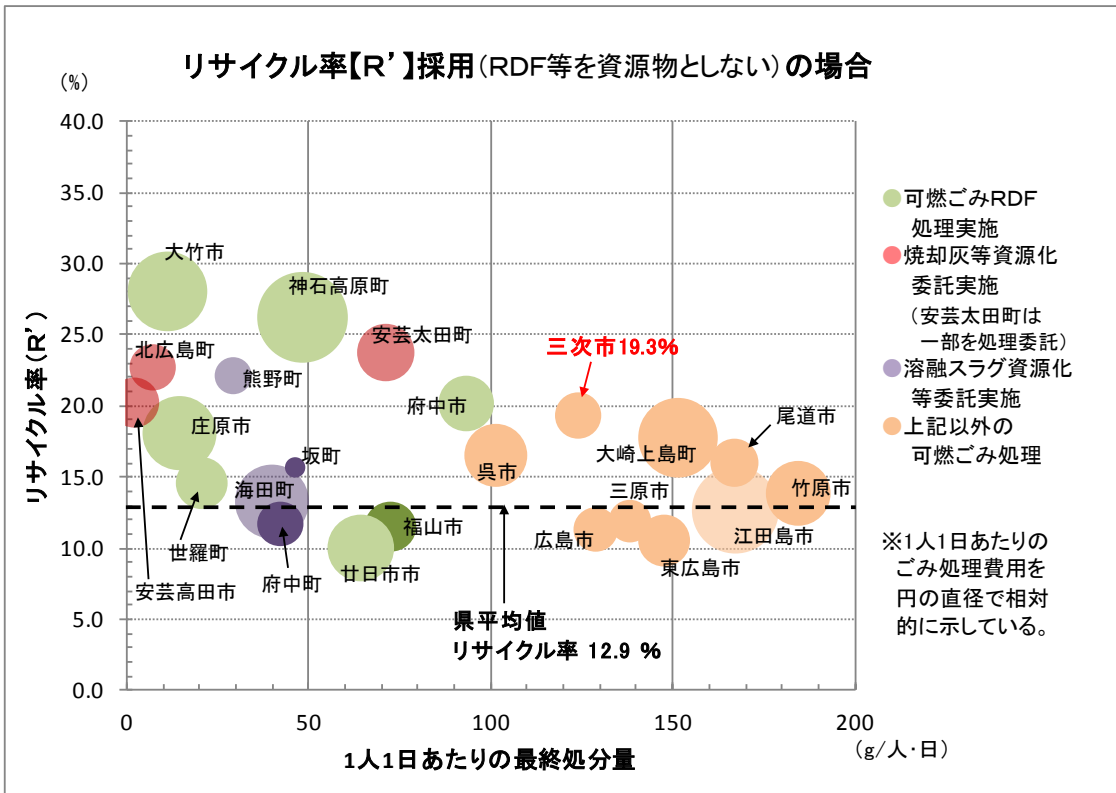
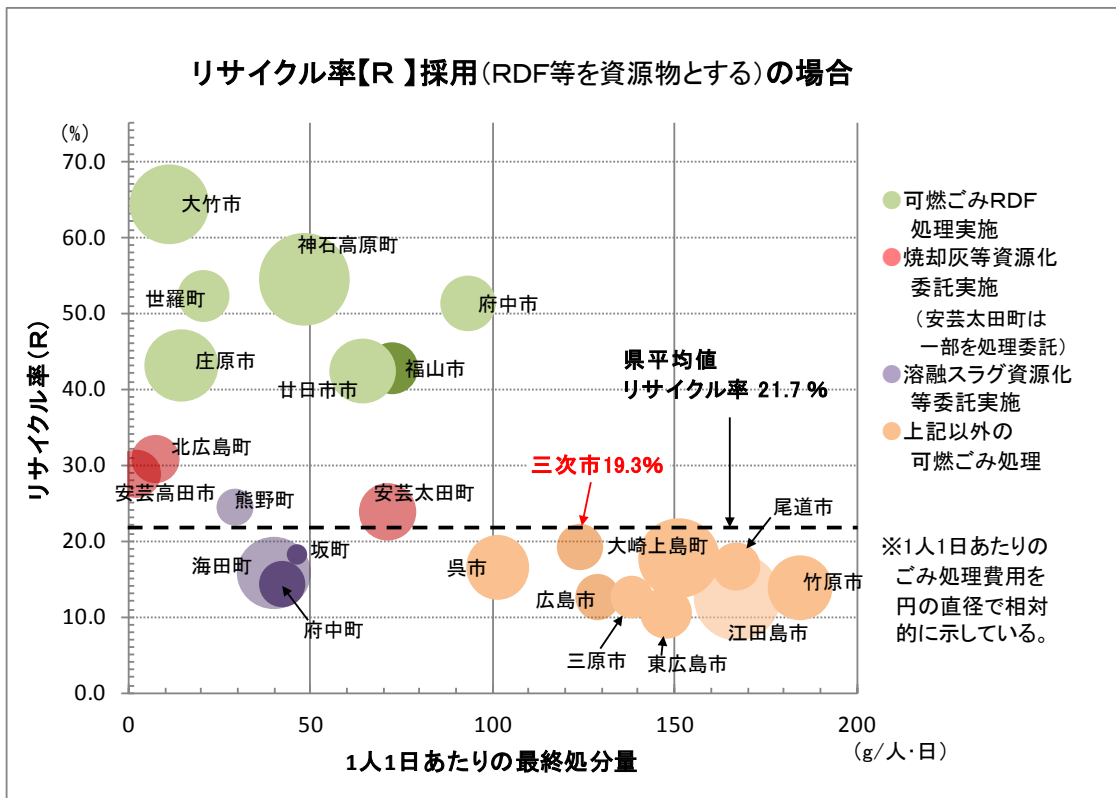
◆図表 3-32 国・広島県の数値目標との比較

| 年度 | | 指標 | 総排出量 (t) | 再生利用率 (%) | 最終処分量 (t) |
|--------------|------------------------|----|-------------|----------------|------------------|
| 平成24年度 | | | 17,552 | 22.3% | 2,473 |
| 平成25年度 | | | 17,244 | 21.3% | 2,435 |
| 平成32年度（目標推計） | | | 15,094 | 22.2% | 2,126 |
| 国目標値 | H32年度 国目標値 (H24年度比) | | 12%削減 | 21%→27%に | 約14%削減 |
| | H32年度 推計値 (目標推計) | | △ 14.0% | 22.2% | △ 14.0% |
| | 達成状況 | | 達成 | 未達成 | 達成 |
| 広島県目標値 | H32年度 県目標値 (H25年度比) | | 約5%削減 | 排出量比 19%以上に | 排出量比 11.8%以下に |
| | H32年度 推計値 (目標推計) | | △ 12.5% | 22.2% | 14.1% |
| | 達成状況 | | 達成 | 達成 | 未達成 |

注) ・総排出量に集団回収量を含みます。

・再生利用率は、集団回収を含む量により算出しました。

◆図表 3-33 リサイクル率と一日一人当たりのごみ処理費用の相関（広島県内）



環境省が毎年実施する一般廃棄物処理実態調査では、現在下記2種類のリサイクル率が公表されている。

●リサイクル率 R (%) = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

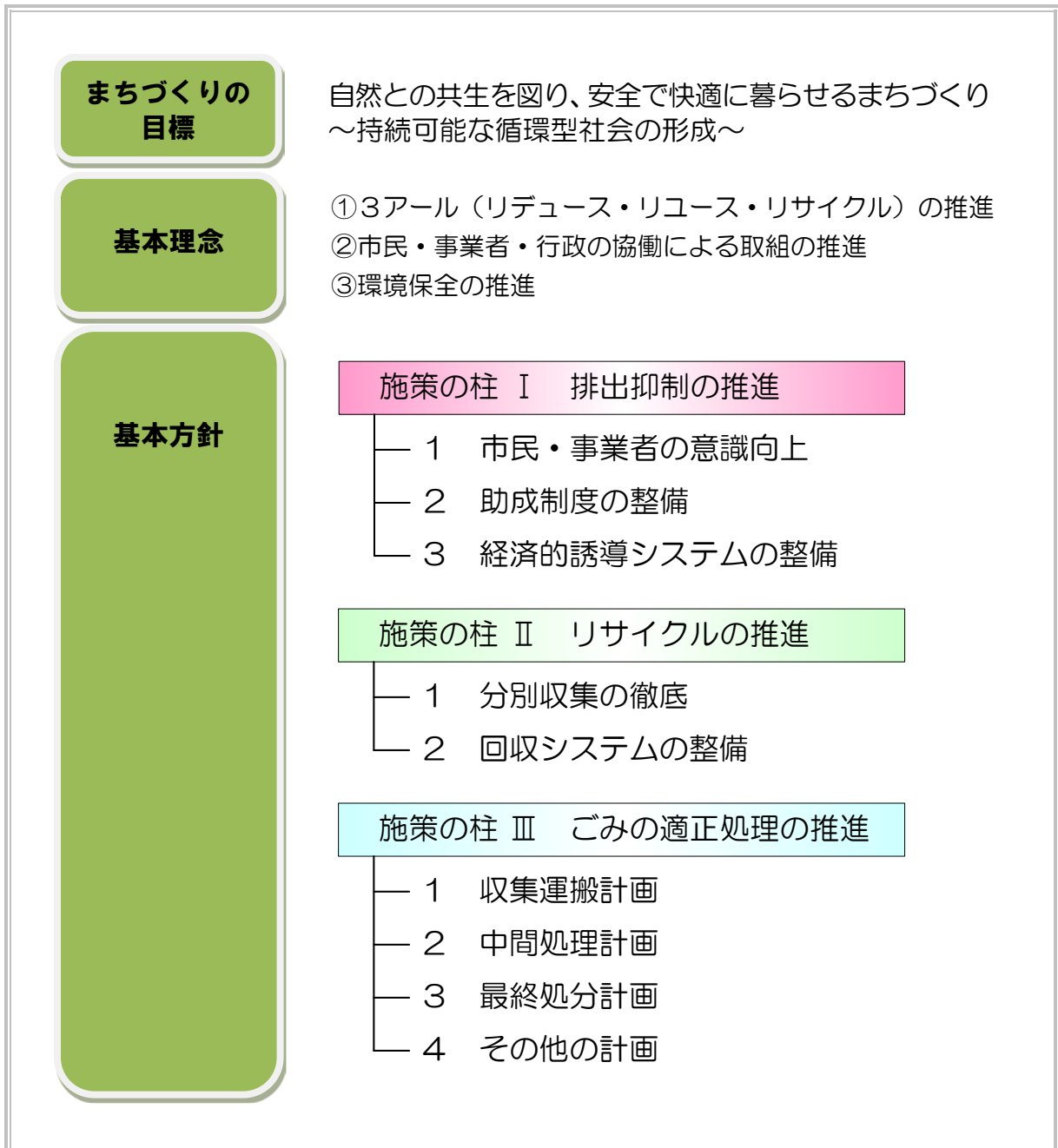
●リサイクル率 R' (%) = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 [固形燃料、焼却灰・飛灰セメント原料化、セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を除く] + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

平成 27 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果

第3節 施策の体系

本計画における、施策の体系は図表 3-34 のとおりです。まちづくりの目標並びに持続可能な循環型社会形成に向けた3つの基本理念については、第2次三次市総合計画に示されるものです。これらの目標並びに基本理念に基づき、3つの施策の柱を基本方針とする施策の体系に沿って、具体的な施策を展開していくものとします。

◆図表 3-34 計画の体系






第4節 排出抑制計画

施策の柱Ⅰ 排出抑制の推進


ごみの排出抑制は、市民や事業者が積極的に取り組むことが必要となります。行政は市民や事業者の取り組みを支援します。

ごみ排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。


1. 市民・事業者の意識向上

| 環境教育・普及啓発 | | |
|---|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> 市内の小学校と連携しつつ、三次環境クリーンセンター内の見学や、ごみ分別の必要性について説明を行い、ごみ処理に関する子供達の関心を引き出すとともに、身の回りの環境に対する意識の向上を図っていきます。 |  | 継続 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本市秘書広報課が主催する、「みよしなるほど！出前講座」への参画により、3Rを楽しく生活に取り入れる方法やごみ減量化の取組の必要性に係る意識向上・啓発に取り組めます |  | 継続 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本市では、11月第1日曜日を「かいてき環境の日」と定めています。市民の皆さんが環境について考え、行動するきっかけとなるよう、毎年11月に「みよし環境フェスタ」を開催しています（平成27年度より「みよし福祉健康まつり」と同時開催となりました。）。環境をテーマにした展示等により、環境に対する意識向上を図っていきます。 | | 継続 |
| 事業者への協力要請・指導 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業者が排出するごみについては、自らによる再利用や再資源化を促進し、減量化を図るため、事業系ごみの分別について協力要請や指導を行います。 必要に応じ、多量排出事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任や減量等に関する計画の策定、更に、再資源化手法等の情報の提供等を行います。 |  | 継続 |

2. 助成制度の整備

| 街角ECOステーションモデル事業 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした市民の自主的な環境保全活動を支援・育成していくため、市内で環境保全活動する団体に助成金の交付を行っています。 環境保全・ごみ問題の啓発事業及び不法投棄監視事業、廃食油の回収等の実践活動事業を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指していきます。 |  <p>継続</p> |

3. 経済的誘導システムの整備




| マイバッグ運動・レジ袋対策 | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 広島県が主催する「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」に協賛しています。 具体的には、市民啓発と共に、レジ袋の無料配布を中止してもらえる参加店との協定を締結しています。 引き続き、参加店でのこの取組について推進することにより、一層のごみの排出抑制を目指します。 |  <p>継続</p> |

| ごみ有料指定袋制度 | |
|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度より、指定ごみ袋にごみ減量化対策協力金を付加したごみ有料化制度を導入しています。 ごみ減量化対策協力金は、粗大ごみ及び紙資源を除く収集ごみに付加しています。 ごみ減量化対策協力金は、不法投棄対策や集積所の整備等のごみ減量化政策の予算の一部として運用されています。 また、直接搬入するごみについては、搬入時に従量制による手数料を徴収しています。 ごみの排出抑制と費用負担の公平性確保の観点から、料金の徴収方法や手数料単価を設定していますが、社会情勢の変化を見守りつつ、必要に応じて見直すものとします。 | <p>継続</p> |


ごみのリサイクルは、市民や事業者が自ら再生利用等に積極的に取り組むことが必要です。行政は住民や事業者の取り組みを支援するものとしします。

リサイクルの推進に向けて具体的に推進する施策は以下のとおりとしします。

1. 分別収集の徹底

| 分別区分・品目の周知徹底 | | |
|---|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> 資源物等の分別収集に係る周知、ごみ分別徹底の必要性について、要請に応じて自治会向け出前講座を実施しします。 |  | 継続 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民にわかりやすいごみの分別区分、出し方のマニュアルを配布・普及し、ごみ分別の徹底等の啓発を図っていきます。 分別マニュアルが有効に活用されるよう、市ホームページや広報等により情報提供を行います。 |  | 継続 |
| <ul style="list-style-type: none"> ごみ分別の徹底・啓発のため、ごみ排出指導等を行う指導員について、三次環境クリーンセンターで講習会を実施しします。 街角ECOステーション事業では、ごみの分別指導を行う環境アドバイザーの設置に対して助成を行います。 |  | 継続 |

2. 回収システムの整備

| 集団回収システムの継続 | | |
|---|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> 紙ごみや空き缶等の集団回収について、実施状況等を把握するとともに、現在、事業の実施主体となっている市教育委員会や、福祉関連の担当課等と情報共有し、集団回収を推進していきます。 |  | 継続 |

1. ごみ処理方法及び処理主体

本市から排出されたごみの処理主体は、排出から処理・処分に至る工程ごとに、図表 3-35 のとおりです。

(1) 排出段階

排出段階における再利用やごみ減量は、排出者である市民や事業者が自ら行うものとし、また、ごみの再生利用やごみ減量の実践を推進するための周知・啓発等は、本市が行うものとします。

(2) 収集運搬・処理・処分段階

ごみの収集・運搬は、家庭系ごみは本市が、事業系ごみは事業者が、中間処理、最終処分は本市が主体となり、その責務を果たすものとします。なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造者又は排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

◆図表 3-35 処理主体と処理方法

| 区分 | 排出 | 収集運搬 | 中間処理 | | 最終処分 | |
|-------|-----|------|------|-------------|------|------|
| | | | 処理主体 | 処理方法 | 処理主体 | 処理方法 |
| 家庭系ごみ | 市民 | 三次市 | 三次市 | 焼却 | 三次市 | 埋立処分 |
| 事業系ごみ | 事業者 | 事業者 | | 破碎選別 資源化 | | |

注) 本市が処理主体となる収集運搬や中間処理に、委託も含む。

2. 収集運搬計画

- 本市における計画収集区域は、行政区域全域とします。
- 収集運搬作業は、排出者である市民との受け渡しを行うため、均一な行政サービスを提供できる収集運搬体制を維持します。
- 「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」まちづくりの実現に向け、ふれあい収集事業を継続します。

(1) 収集運搬量

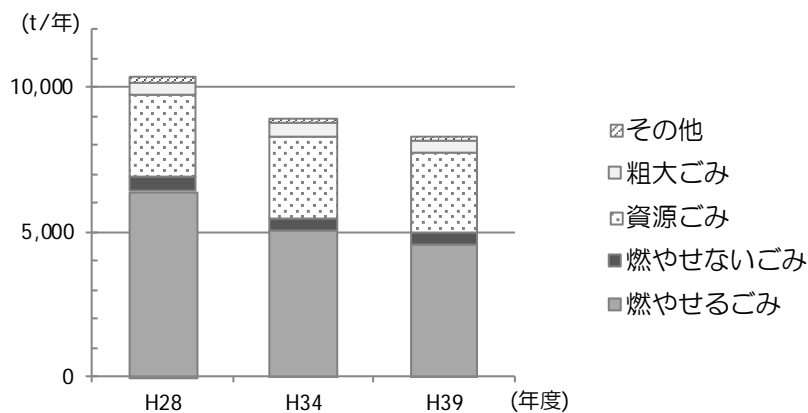
家庭系ごみの収集運搬量は、平成 34 年度において 8,904 トンと見込みます。特に、燃やせるごみについては、排出抑制施策の展開により平成 28 年度の 6,442 トンからおよそ 1,370 トンの削減を目指すものとします。

◆図表 3-36 収集運搬量の見込み

(単位：t/年)

| 区 分 | 現状 | 将 来 | |
|---------|--------|-------|-------|
| | H28 | H34 | H39 |
| 燃やせるごみ | 6,442 | 5,068 | 4,607 |
| 燃やせないごみ | 468 | 439 | 414 |
| 資源ごみ | 2,814 | 2,818 | 2,746 |
| 粗大ごみ | 472 | 432 | 407 |
| その他 | 165 | 148 | 140 |
| 合計 | 10,361 | 8,904 | 8,315 |

注) 収集・運搬量に家電リサイクル法適用物及び直接搬入ごみを除く。



(2) 収集運搬に関する施策

施策1 「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」の実現 <ふれあい収集>

本市の収集方式であるステーション方式は、決められた場所にごみを自ら出す必要があるため、山間部等ごみステーションが遠い場合、高齢者、介護が必要な市民や障がいのある市民にとっては負担が大きい方式です。

本市では、平成19年4月より、高齢者又は障がいのある市民の日常生活の負担を軽減するとともに在宅生活を支援するため、家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な高齢者又は障がいを持つ市民の世帯に対し、戸別に訪問して家庭ごみを収集する「ふれあい収集」実施しています。本サービスは、この事業を利用しようとする本人、



家族、親族、介護等に関わっている市民であれば誰でも申請でき、市審査会による認定手続きを経て利用することができます。

また、必要に応じて、戸別訪問時にごみの分別相談や安否確認のための声かけを行っています。引き続き、本市関係部署、各支所及び福祉事務所と連携しながら、まちづくりの一環として本施策を実施していきます。

～市民の役割～

高齢者、介護が必要な市民や障がいのある市民にとっては、ごみ分別やステーションへのごみ出し作業が難しく思える時もあります。ごみの分別が悪いことでごみ収集時に回収できない場合や、カラス等に排出されたごみが荒らされてしまう等、地域の環境や美観が損ねられることにもつながります。地域住民で声かけ支援あいながら、高齢者、介護が必要な市民や障がいのある市民のごみ出しに協力しましょう。

～行政の役割～

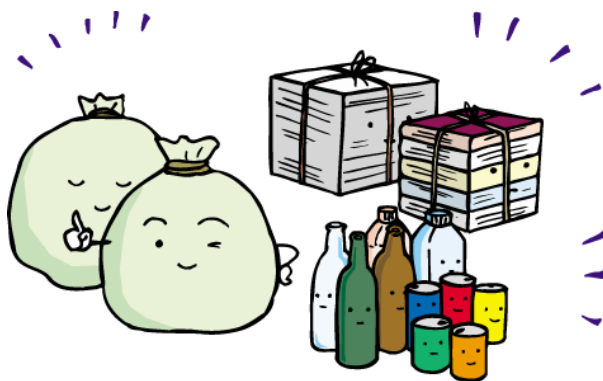
高齢者、介護が必要な市民や障がいのある市民のごみ出しへの支援施策として、また支えあえるまちづくりの一環として、本サービスを維持していきます。

施策2 ごみ出しルールの徹底

分別が徹底されていないごみは、資源物として排出されたとしても再選別等の作業が必要になります。しかしながら、市施設での対応にも限りがあり資源物回収も困難になります。そのため、再資源化を推進していくためには、市民一人一人の分別の徹底が不可欠です。

そのため、ステーションに排出された家庭ごみに、異物が混入しているものや指定袋に入っていない等の、ごみ出しルールが守られていないごみはステーションに残置する等により適正な分別排出を促しています。

排出者への分別の徹底について、より一層推し進めるため、分別マニュアルを活用する等の啓発を、引き続き実施していきます。



～市民の役割～

ごみの分別は、資源化施設等による効率的な資源物回収に不可欠です。ごみ出しルールに従って、ごみの分別排出を徹底しましょう。

～行政の役割～

市民や事業者によるごみ分別が徹底されるよう、ごみ分別の重要性について出前講座や広報等による周知を図っていきます。

施策3 事業系ごみ搬入指導

事業者が事業活動により排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

事業系ごみの搬入は、現在、事業者自らが行うか、本市が許可する収集運搬許可業者により行われています。事業系ごみの排出事業者に対し、自らによる再利用や再資源化を行う等、ごみの発生・排出削減を進めるよう、多量排出事業者に対し廃棄物管理責任者の選任や減量等に関する計画策定について引き続き指導していくものとします。また、収集運搬許可業者に対しても、排出者の協力が得られるよう、排出時における分別指導等の協力要請を行うものとします。

～事業者の役割～

事業者は自らによる適正処理を進めましょう。やむを得ず、ごみとして排出する場合は、ごみの分別徹底を行い、ごみの減量やリサイクルの推進に協力しましょう。

～行政の役割～

本市に搬入する事業系ごみについては、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導していくものとします。

施策4 事業系ごみ収集運搬業の許可

事業系ごみの収集運搬業の許可は、事業系ごみの排出状況と現在の許可業者の収集運搬状況を勘案し、許可するものとしています。将来の事業系ごみ排出量は、事業者自らによる適正処理や再資源化により、削減を目指す計画としています。

そのため、事業系ごみ収集運搬業については、再資源化を目的とする場合や本市で処分することが困難なごみを限定的に収集運搬する場合を除いて、新たな許可は行わないものとしています。



～事業者の役割～

自らによるリサイクルや減量に取り組み、本市の適正処理推進に協力しましょう。収集運搬事業者は、排出事業者に対して分別徹底等の指導・協力要請を行う等、本市の適正処理の推進に協力しましょう。

～行政の役割～

事業系ごみの適正処理のため、排出事業者に対しごみ分別の徹底を引き続き指導するとともに、許可業者に対しては、排出事業者の指導員となるよう協力を要請していくものとします。

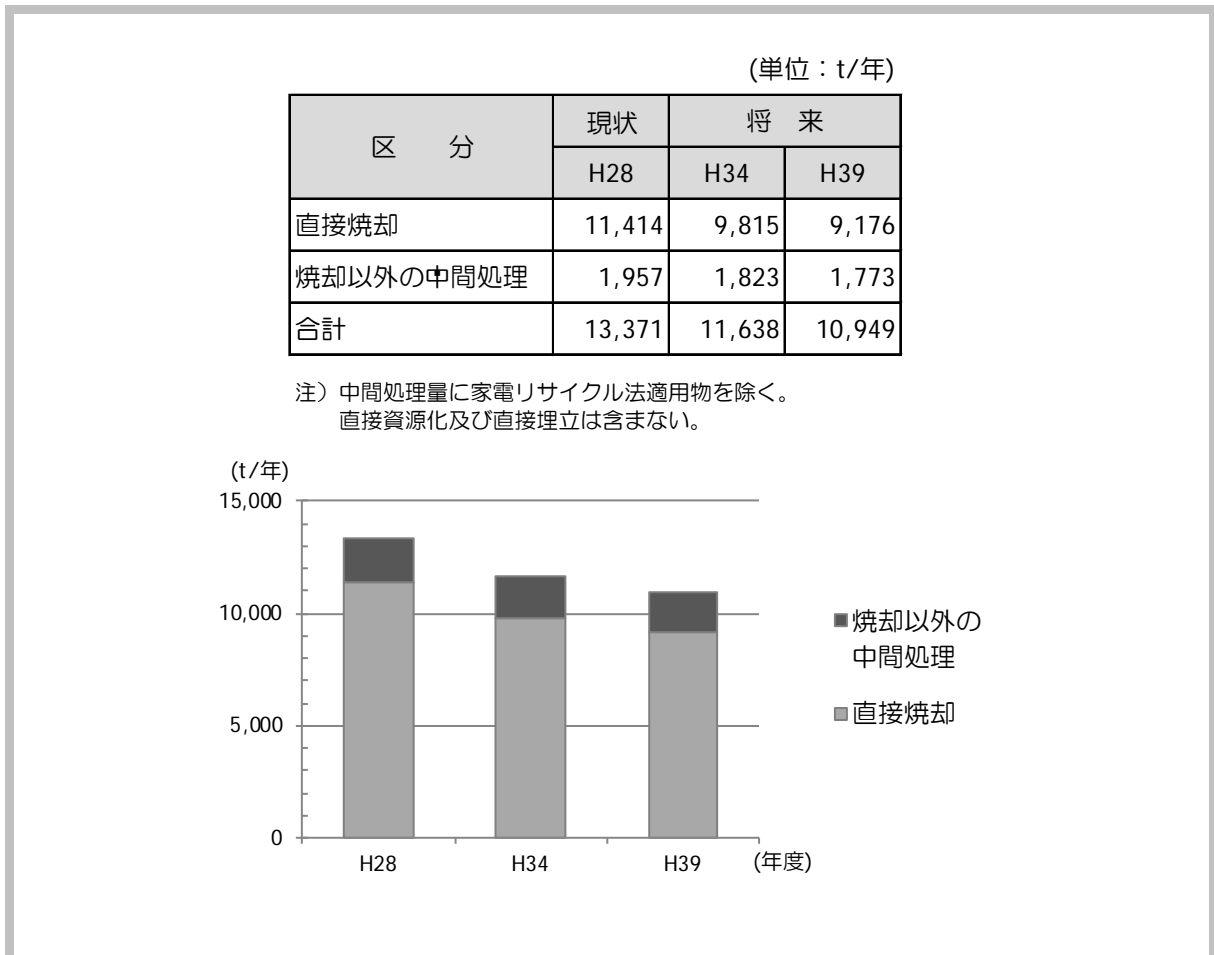
3. 中間処理計画

- ・本市における計画処理区域は、行政区域全域とします。
- ・現在の中間処理が安定かつ長期的に継続できるよう、処理システムの適正な維持管理を継続します。

(1) 中間処理量

本市から排出されるごみの中間処理量は、平成34年度において11,638トンを見込みます。そのうち、燃やせるごみは、家庭系及び事業系の排出抑制の推進等により、およそ1,600トンの削減を目指すものとします。

◆図表 3-37 中間処理量の見込み



(2) 中間処理に関する施策

施策1 三次環境クリーンセンター焼却施設の施設機能の保全

三次環境クリーンセンター焼却施設は、二次公害防止に万全の対策を図りつつも、燃やせるごみの衛生処理並びに減量（最終処分量の最小化）を目的とし、日々運営しています。

しかしながら、平成8年4月からの運転開始より経年的な焼却処理設備等の老朽化により、処理機能の低下が懸念されたため、平成24年度～平成26年度にかけて施設延命化・機能保全のための基幹的設備改良工事を実施しました。本工事の実施により、地域の環境保全はもとより、長期安定処理体制及び施設機能の保全を実現しています。

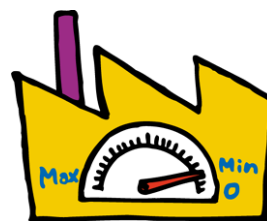
今後も、地域の環境保全に万全を期するとともに、長期安定処理体制の確保及び施設機能の保全のために、予防保全を前提として施設を維持管理するものとします。

～市民・事業者の役割～

焼却施設は、地域の環境保全に万全を期していますが、その前提として決められたごみ分別が行われている必要があります。ごみの分別を徹底することで、燃やせるごみに混入する容器包装プラスチック類をリサイクルできれば、プラスチック由来の温室効果ガス排出量削減にも寄与します。ごみの徹底分別により地球温暖化防止に取り組みましょう。

～行政の役割～

地域環境を保全し、かつ効率的な処理を長期安定的に行うため、予防保全を前提として施設を維持管理します。



施策2 三次環境クリーンセンター維持管理

三次環境クリーンセンターの粗大ごみ処理施設、その他プラスチック類分別基準適合化施設は、資源化促進、埋立処分量の削減に不可欠な施設です。

両施設とも定期的な機能検査を行い、予防的な補修点検を行うことで想定外の故障、破損等を防止し、安定処理を継続していくものとします。

～市民・事業者の役割～

ごみに、燃料が残ったガスマイターやガスボンベが混入すると、収集運搬・中間処理の過程で爆発事故や火災事故を起こす事例が報告されています。また、処理困難な大きな金属塊等が混入すると、施設が故障する場合があります。多額の補修費が必要となるばかりか、施設停止により中間処理ができなくなります。市より提供する分別マニュアル等を参照し、処理困難なごみが混入しないよう、ごみの分別排出・資源化を徹底しましょう。

～行政の役割～

定期的な点検補修等の維持管理を徹底することで、事故が起こらないようにします。

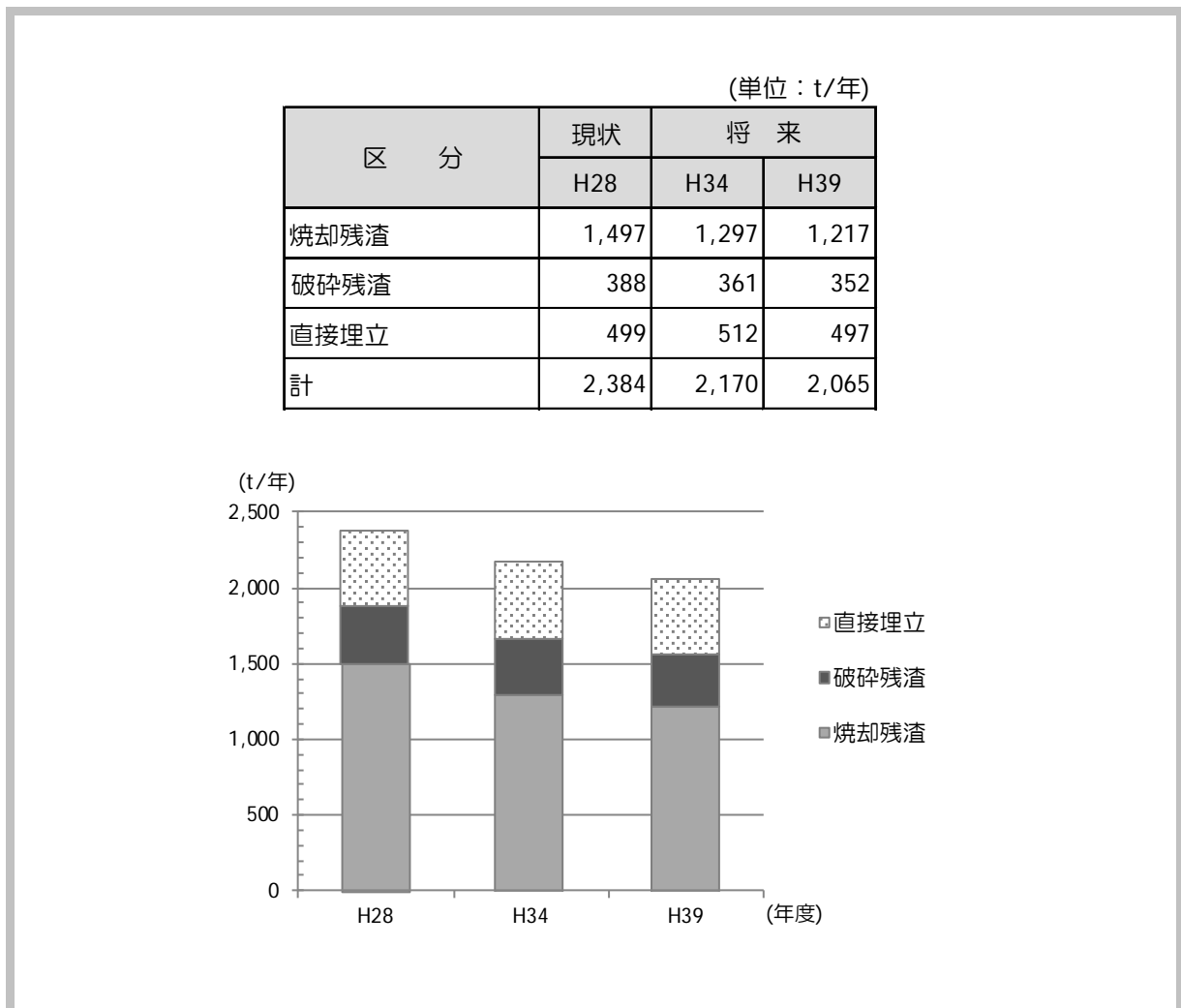
4. 最終処分計画

- 本市における計画処理区域は、行政区域全域とします。
- 一般廃棄物下荒瀬最終処分場で安定かつ長期的に最終処分が継続できるよう、最終処分場の適正な維持管理を継続します。

(1) 最終処分量

本市から排出されるごみの最終処分量は、平成 34 年度に 2,170 トンと見込みます。

◆図表 3-38 最終処分量の見込み



(2) 最終処分に関する施策

施策1 適正処分の確保

本市の最終処分場である一般廃棄物下荒瀬最終処分場は、平成5年度より埋立開始していますが、ごみの排出抑制や再資源化の促進等による埋立物の削減により、引き続き供用する予定です。

今後も適正な処分が継続できるよう、焼却施設においては燃えるごみおよび可燃残渣などの減容化ならびに完全燃焼を確実に実施していくとともに、粗大ごみ処理施設での埋立物の選別・破碎・減容化等を確実に実施していくものとします。

施策2 最終処分場の適正管理

最終処分場では、廃棄物処理法に基づく維持管理を継続して行い、安定かつ継続した埋立処分を行います。

～市民・事業者の役割～

本市の最終処分場は、再資源化ができないものや腐敗しないものを埋立処分しています。ごみの分別徹底、ごみの減量や資源化を進め、最終処分場の適正管理に協力して下さい。

～行政の役割～

最終処分場埋立処分地について、日常の点検履行を徹底するとともに、浸出水処理施設の維持管理には細心の注意をはらい、最終処分場周辺の環境保全に万全を期します。

5. その他の計画

(1) 災害廃棄物対策

災害時に一時多量に発生する廃棄物は、被害地に散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められます。災害廃棄物の処理に関して、三次市地域防災計画では実施責任者、処理方法等を示しています。災害の規模が甚大あるいは広範囲にわたるものである場合には、早期の適正処理が進められるよう、広島県や周辺自治体との連携も図っていきます。

(2) 不法投棄対策（環境美化）

不法投棄による環境への悪影響は全国的な社会問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊も懸念されます。そのため、不法投棄防止に関する取り組みは、各種啓発パンフレットの配布や不法投棄防止のための立て看板を無料提供し、廃棄物を捨てにくい環境を創ることにより、不法投棄防止の普及啓発を図っていきます。また、街角ECOステーション事業によるパトロールや、市民、県、警察等関係機関とも連携した不法投棄対策を行っています。

わたしたちの街をごみ箱にしないで



みんなでなくそう！
不法投棄
5年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により処罰されます。



三次市ポイ捨て等禁止条例

みだりにポイ捨てまたは不法投棄をしないで！

ペットのフンは適正に処理をしましょう！

他人の建物その他の工作物に落書きをしないで！

禁止区域に無許可の広告物を掲出しないで！

不法焼却はしないで！

この条例は、取締りを目的としたものではありませんが、特に悪質な行為があった場合は、指導・勧告・命令・公表及び罰則が適用されます。



(3) 在宅医療系廃棄物対策

一般家庭から排出されるごみの中には、患者自らが行う医療処置により発生した注射針等、危険な在宅医療廃棄物が含まれている場合があります。一般廃棄物の処理施設において、ごみの中に混入した注射針が、ごみ分別作業者に刺さる事故の事例も報告されています。このような在宅医療廃棄物による事故を防ぐためには、医師や医療機関と連携を図って安全な排出方法を指導してもらおう等の、排出者側での適正排出が求められます。

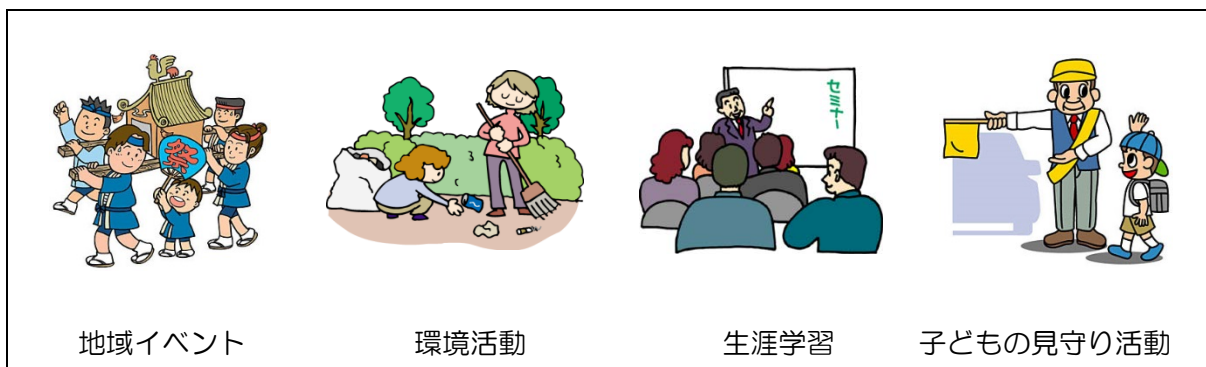
具体的には、注射針等危険なものや感染性のあるものは、感染性医療廃棄物として医療機関を通じた専門業者による回収とし、その他に排出されるものを本市による処理とします。

第7節 その他

1. 循環型社会づくりの推進体制

持続可能な循環型社会づくりに向けて施策を推進するためには、施策の効果が浸透しやすくなるような体制づくりが求められます。体制づくりの一例として、市民、事業者、行政が一堂に会してごみ問題等の施策について意見を交換できる場である協議会の設置等があります。本市では、地域づくり懇談会における行政と市民との意見交換を踏まえつつ、協働によるまちづくりを進めています。ごみ排出抑制や再資源化等に関する課題等については、こうした既存組織を活用して協議していくものとします。また、地域との連携は、まちづくり組織（自治会や自治組織）を介して行っていきます。

◆まちづくり組織（自治会と自治組織）による取り組み



2. 事業者の協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみ減量のため、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備について、広島県・国等の関係各機関へ必要に応じて要請を行っていきます。

また、同時に本市管内の流通・販売事業者に対しても、過剰包装の自粛や資源ごみ回収等の取組を行うよう、引き続き要請してまいります。

3. 廃棄物再生事業者の協力

本市管内から排出されるごみの減量・再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠です。そのために、広島県下において登録されている廃棄物再生事業者等に対して、必要に応じごみ資源化への協力要請を行うとともに、管内の廃棄物再生事業者による安定した再資源化等を推進していきます。

4. 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物は、製造メーカー及び専門業者等に引き渡すこととし、本市では取り扱わないものとします。